

赤井川村簡易水道事業 経営戦略

平成 29 年 3 月策定
令和 8 年 3 月改定
赤井川村

目次

第1章	経営戦略の改定にあたって.....	1
1.	経営戦略改定の意義.....	1
2.	計画の期間	1
3.	事業の概要	2
4.	料金の概要・考え方.....	5
5.	組織の状況	6
6.	これまでの主な経営健全化の取組.....	7
	(1) 民間活用の状況.....	7
	(2) 施設の統廃合.....	7
	(3) 広域化	7
第2章	現状分析	8
1.	事業規模の分析	8
	(1) 人口推移	8
	(2) 水需要の推移.....	9
	(3) 普及率	10
2.	効率性の分析	11
	(1) 有収率	11
	(2) 給水区域内人口密度.....	12
	(3) 施設利用率	13
3.	収益性の分析	14
	(1) 経常収支比率.....	14
	(2) 料金回収率	15
4.	安全性の分析	16
	(1) 自己資本構成比率.....	16
	(2) 累積欠損金比率.....	16
	(3) 流動比率	17
	(4) 企業債残高対給水収益比率.....	18
5.	老朽化状況の分析.....	19
	(1) 有形固定資産減価償却率.....	19
	(2) 管路経年化率.....	19
	(3) 管路更新率	20
6.	収支分析	21
	(1) 収益的收入	21
	(2) 収益的支出	22

(3) 資本的収入	23
(4) 資本的支出	24
(5) キャッシュ・フローの推移.....	25
7. 現状分析により認識された経営課題.....	26
(1) 料金の適正化(料金回収率).....	26
(2) 施設・管路の老朽化.....	26
第3章 将来の事業環境.....	27
1. 給水人口の予測	27
(1) 行政区域内人口.....	27
(2) 普及率	28
2. 水需要の予測	29
(1) 家庭用	29
(2) 団体用・営業用(リゾート関連).....	29
3. 料金収入の見通し.....	30
(1) 供給単価	30
4. 給水に要する経費と料金回収率の見通し.....	31
(1) 物価上昇率	31
(2) 原価の推計方法.....	31
5. 施設の見通し	33
6. 企業債の見通し	34
7. 繰入金の見通し	35
(1) 収益的収入	35
(2) 資本的収入	35
8. 資金残高の見通し.....	36
9. 損益の見通し	37
10. 組織の見通し	37
11. 将来の事業環境から把握された経営課題.....	38
(1) 料金回収率の低下.....	38
(2) 繰入金の増加.....	38
(3) 更新投資に伴う資金需要.....	38
第4章 経営の基本方針.....	39
1. 水道施設の老朽化対策.....	39
2. 水道財政の健全化.....	39
3. 施設統合による合理化.....	39
第5章 投資・財政計画（収支計画）	40
1. 投資についての説明.....	40

(1) 投資の目標	40
(2) 取組事項	40
2. 投資以外の経費についての説明.....	40
(1) 民間活用（民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）の実施に関する事項 ..	40
(2) 職員給与費、動力費、薬品費、修繕費、委託費に関する事項.....	40
3. 財源についての説明.....	41
(1) 財源の目標	41
(2) 料金収入に関する事項.....	41
(3) 繰入金に関する事項.....	42
(4) 企業債発行額の推計.....	43
(5) その他の財源に関する事項.....	43
4. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	43
(1) 投資についての考え方・検討状況.....	43
(2) 財源についての考え方・検討状況.....	43
(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況.....	44
5. 投資・財政計画の策定結果.....	45
(1) 収益的収支	45
(2) 資本的収支	46
第6章 経営戦略策定後の検証・更新.....	51
(参考資料) 経営比較分析表の指標説明.....	52

第1章 経営戦略の改定にあたって

1. 経営戦略改定の意義

公営企業については、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、経営環境が厳しさを増す中であって、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められています。

中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCA サイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要です。「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定。以下、「改革工程表」という。）においても、経営戦略の見直し率を令和7年度までに 100% とすることとされています。

赤井川村簡易水道事業においては平成29年3月に経営戦略を策定しており、策定から8年が経過することから、この度経営戦略を見直し、改定を行うこととなりました。

2. 計画の期間

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であることから、計画期間を令和8年度から令和17年度までの10年間とし、実効性のある経営戦略を策定し、一層の経営基盤の強化等を図ります。

ただし、事業の進捗や環境の変化等によって「投資・財政計画」と実績が著しく現状とかい離する場合には、随時見直していくものとします。

3. 事業の概要

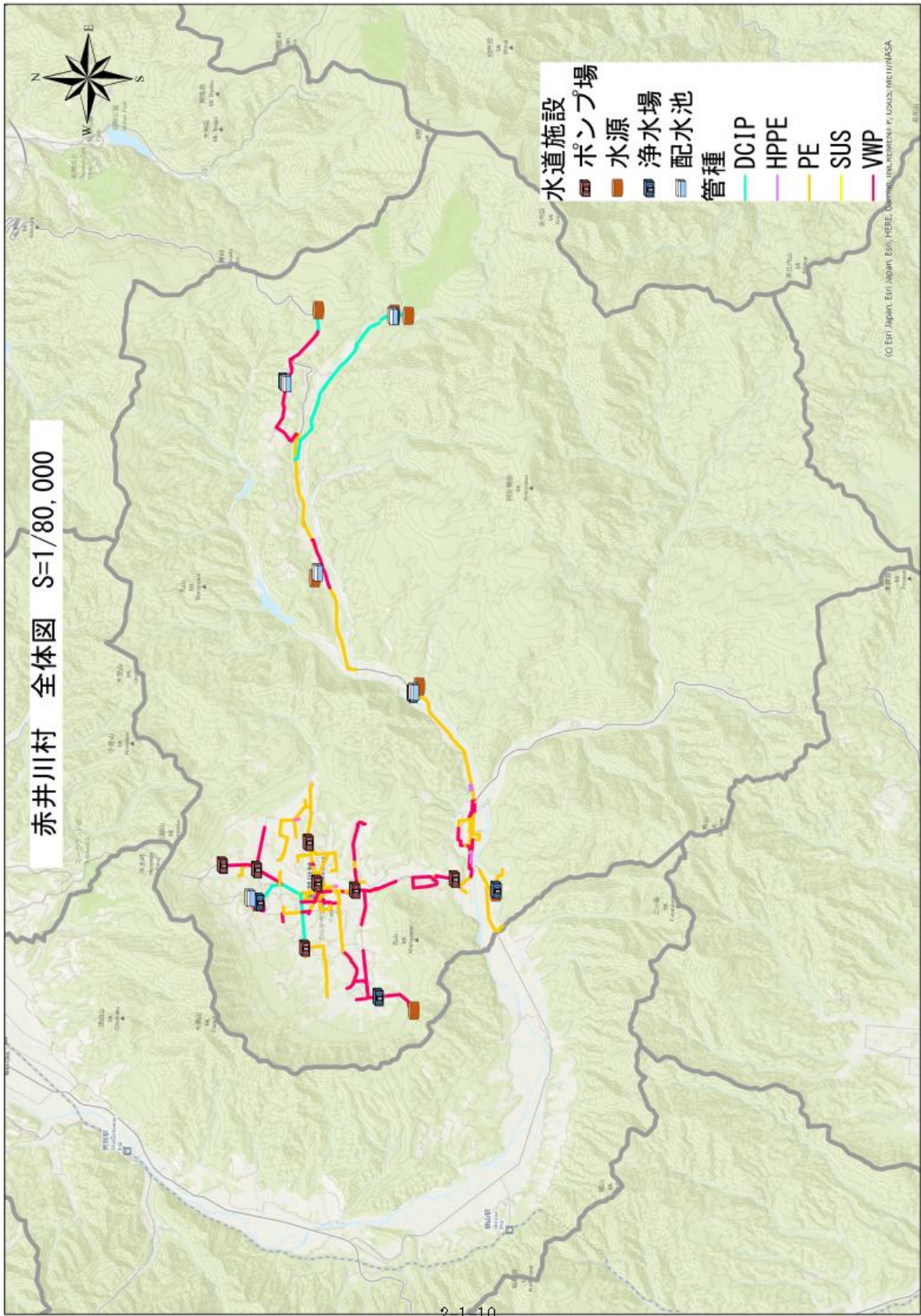
赤井川村簡易水道事業は6簡易水道を有しており、昭和36年に赤井川村赤井川地区簡易水道事業を最初に創設しています。

その後、昭和44年に都地区簡易水道事業の創設、平成3年に常盤地区簡易水道事業の創設、各地区共に使用水量の増加や給水区域等の拡張事業を行い今日に至ります。

図表1-1 事業概要

供用開始年月日	昭和36年12月1日		計画給水人口	1,595人	
法適（全部・財務） ・非適の区分	全部適用		現在給水人口	1,434人	
			有収水量密度	27千m³／ha	
水源	表流水、地下水、湧水				
施設数	浄水場設置数	7	管路延長	590.35	千m
	配水池設置数	11			
施設能力	1,759 m³／日		施設利用率	52.8%	

図表1-2 給水区域図



4. 料金の概要・考え方

赤井川村の水道料金は下記のとおりです。

図表1-3 水道料金表

用途別	基本料金(1 箇月につき)		超過料金
	基本水量	基本料金	
家事用	10 m ³ まで	1,590 円	1 m ³ につき 230 円
団体用	25 m ³ まで	4,780 円	1 m ³ につき 230 円
営業用	20 m ³ まで	3,720 円	1 m ³ につき 230 円
臨時用	1 m ³ まで	380 円	1 m ³ につき 230 円
酪農用	70 m ³ まで	1,460 円	1 m ³ につき 60 円

(出典) 赤井川村給水条例

図表1-4 20 m³あたりの料金

条例上の料金 (20 m ³ あたり)	令和 6 年度	3,536 円	実質的な料金 (20 m ³ あたり)	令和 6 年度	3,917 円
	令和 5 年度	3,082 円		令和 5 年度	3,294 円
	令和 4 年度	3,082 円		令和 4 年度	3,763 円

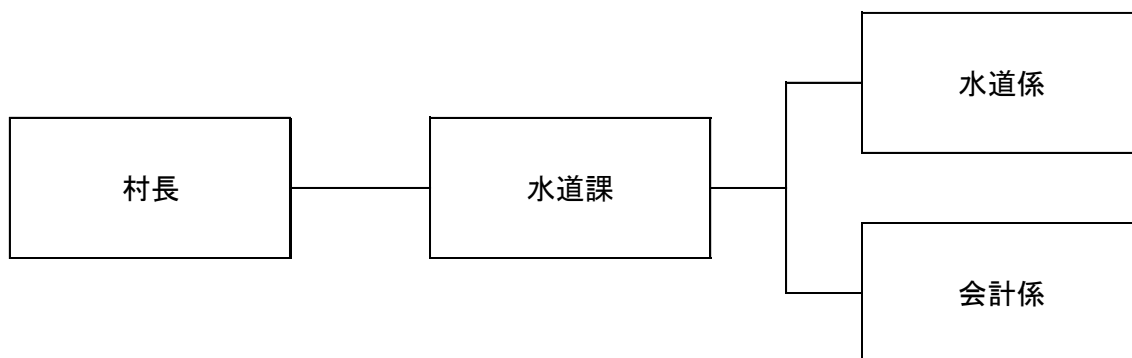
条例上の料金：一般家庭における 20 m³あたりの料金

実質的な料金：料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの

5. 組織の状況

赤井川村簡易水道事業を担当する組織は、水道課に水道係1名、会計係1名で構成されています。

図表1-5 組織図



図表1-6 業務分掌(水道係)

・水道・下水道施設の企画調査に関する事。
・水道・下水道工事の設計及び施工に関する事。
・水道・下水道の維持管理に関する事。
・水道・下水道の料金に関する事。
・その他、水道・下水道に関する事。

図表1-7 業務分掌(会計係)

・業務の総合調整に関する事。
・職員の身分の取扱いに関する事。
・予算及び決算に関する事。
・出納その他会計事務に関する事。
・契約に関する事。
・資産の管理に関する事。
・文書及び公印の管理に関する事。
・補助及び起債に関する事。

6. これまでの主な経営健全化の取組

(1) 民間活用の状況

① 民間委託（包括的民間委託を含む）

本村の簡易水道事業において、以下に挙げる施設の水質、運転、操作、点検、清掃に関わる業務を民間業者に委託しています。

- ・ 浄水場及びポンプ施設管理業務
- ・ 脱水汚泥収集運搬処理業務

② 指定管理者制度

該当する取組事項はありません。

③ PPP・PFI

該当する取組事項はありません。

(2) 施設の統廃合

該当する取組事項はありません。

(3) 広域化

該当する取組事項はありません。

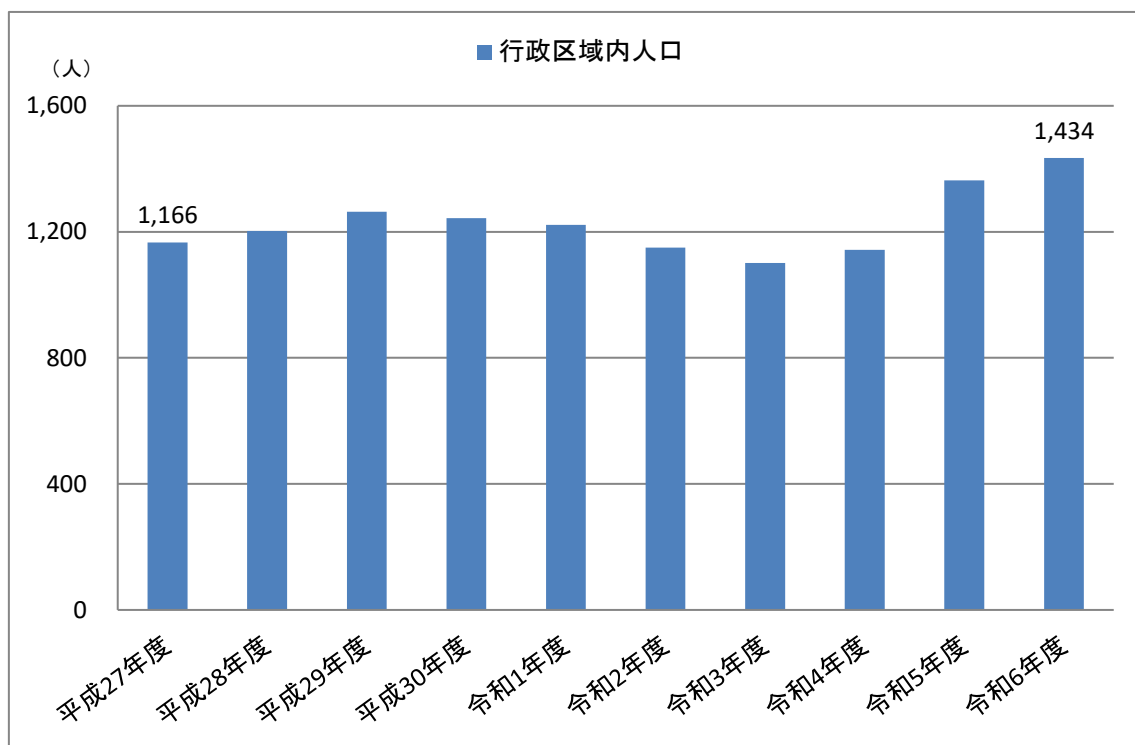
第2章 現状分析

1. 事業規模の分析

(1) 人口推移

赤井川村の人口は平成29年以降微減傾向にありましたが、近年村外からの移住者の関係から増加傾向にあり、平成27年度の1,166人から令和6年度には1,440人へと増加いたしました。

図表2-1 人口推移



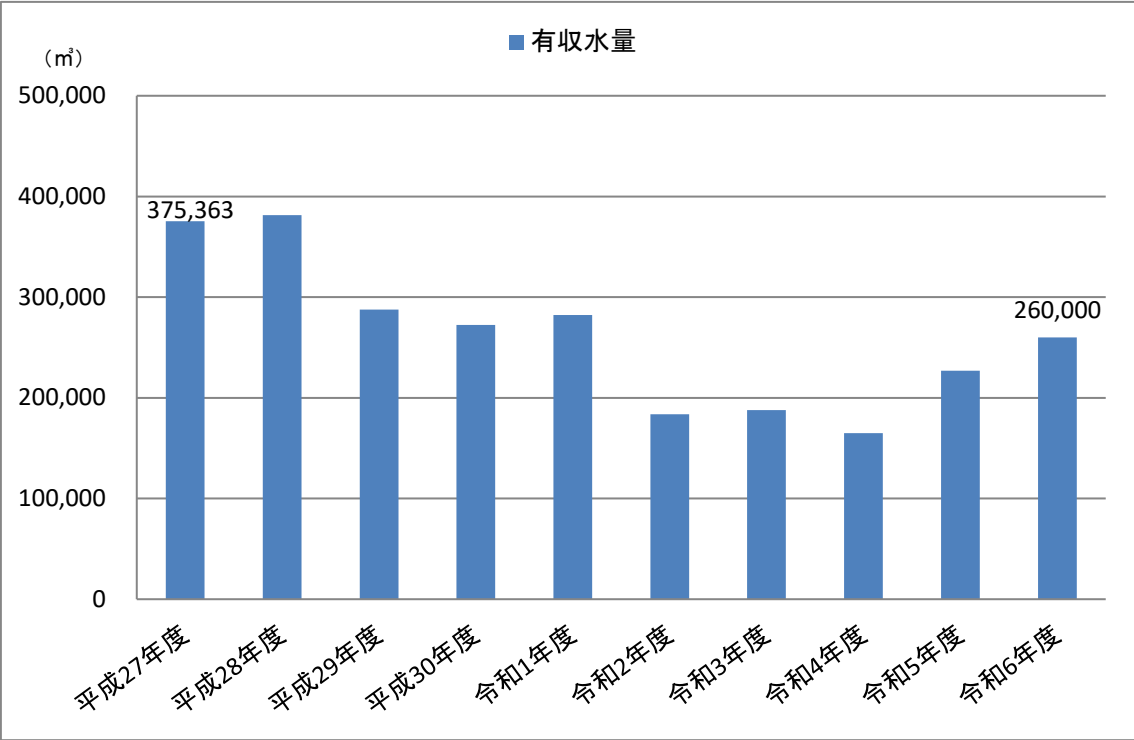
(単位:人)									
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,166	1,203	1,264	1,243	1,222	1,150	1,101	1,143	1,363	1,434

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(2)水需要の推移

有収水量は平成28年度の381,342m³をピークに減少傾向が続いておりましたが、直近2年間で増加に転じ、令和6年度には260,000m³となりました。これは人口の増加やリゾート需要の増加等に伴うものと推察されます。

図表2-2 水需要の推移



(単位:m³)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
375,363	381,342	287,798	272,496	282,150	183,765	187,916	165,087	226,772	260,000

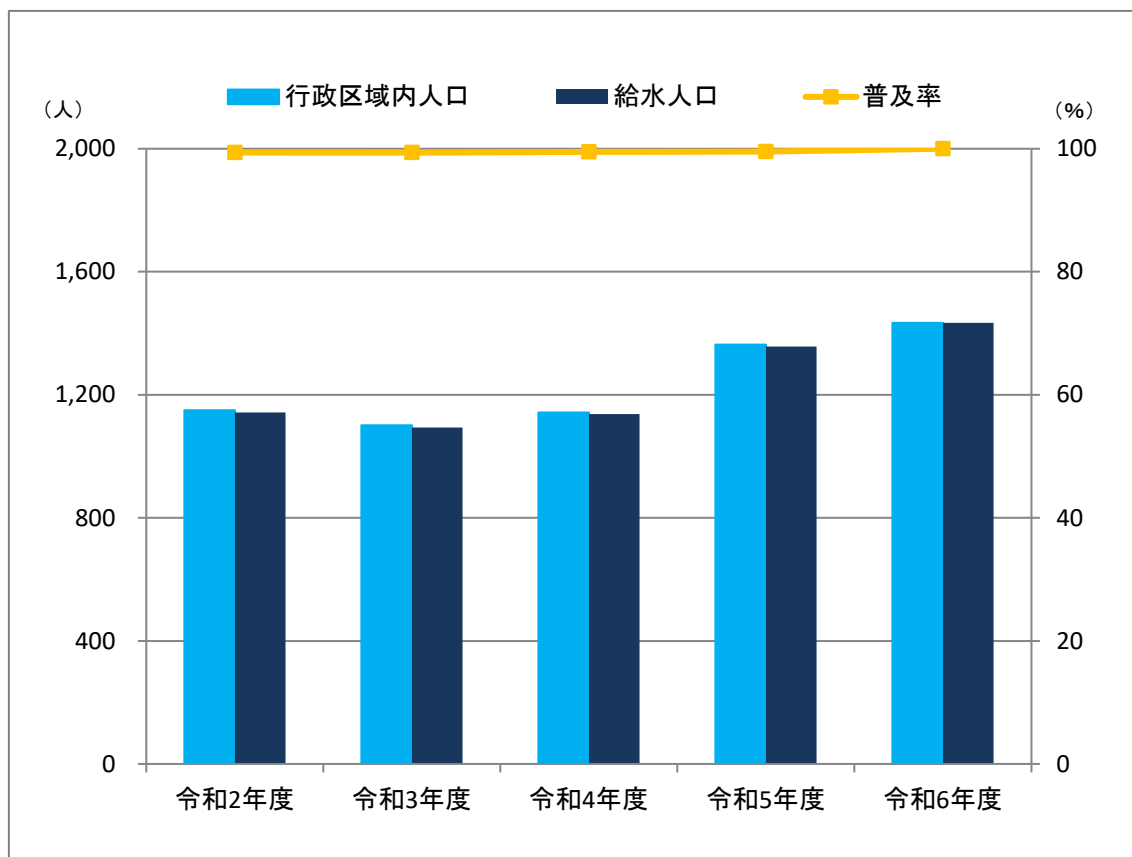
(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(3) 普及率

普及率は行政区域内人口のうち給水人口の割合を表す指標です。

本村簡易水道事業の普及率はほぼ横ばいに推移しており、令和2年度の99.39%から令和6年度には100%まで向上しています。類似団体の平均値と比較しても高い水準にあります。

図表2-3 普及率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
行政区域内人口	人	1,150	1,101	1,143	1,363	1,434	-
給水人口	人	1,143	1,094	1,137	1,357	1,434	-
普及率	%	99.39	99.36	99.48	99.56	100.00	1.86

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

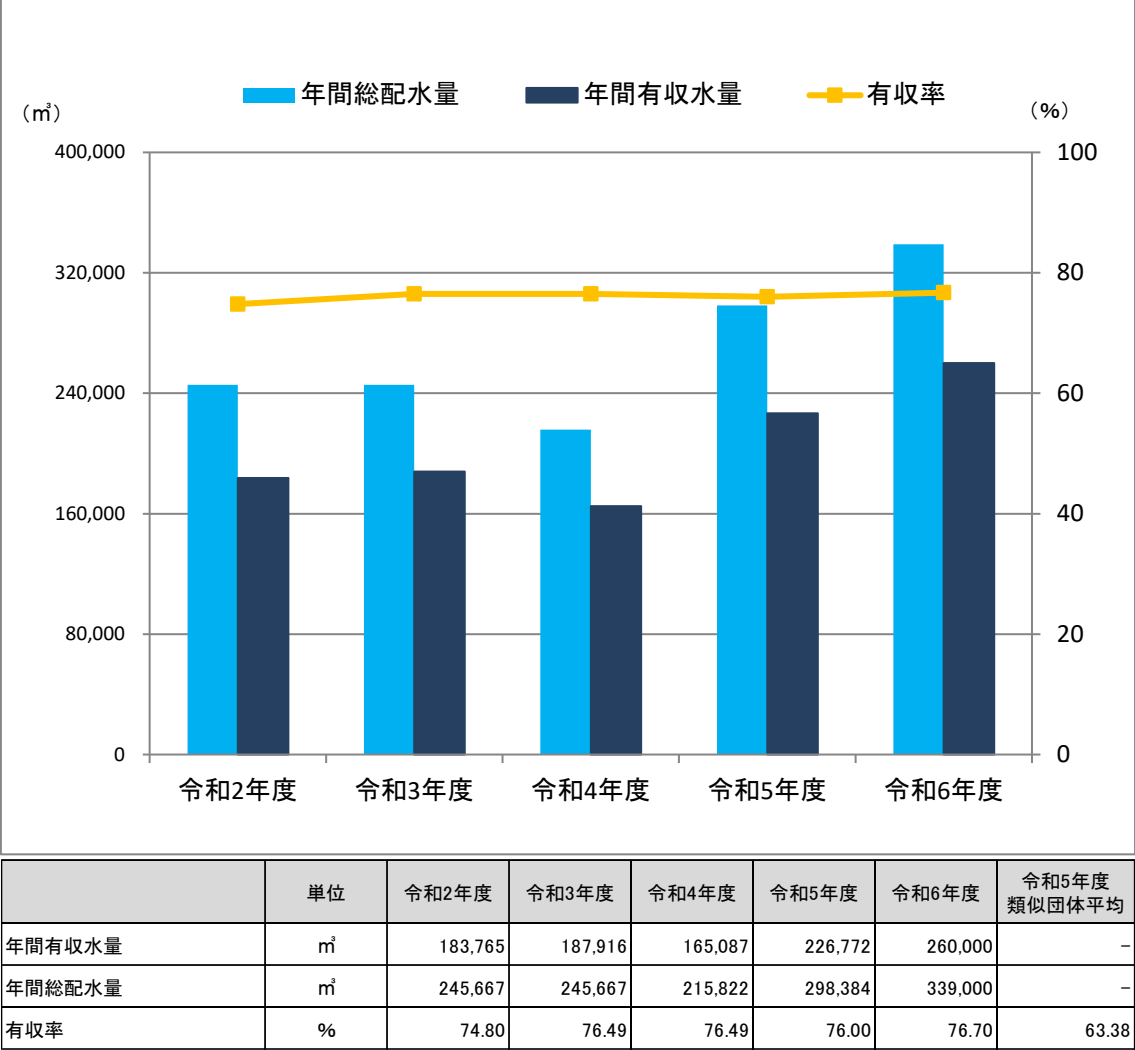
2. 効率性の分析

(1) 有収率

有収率は、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標であり、年間総配水量のうち、料金収入の対象となる年間有収水量の割合を示します。

本村簡易水道事業の有収率はほぼ横ばいに推移しており、令和2年度から令和6年度にかけて74.80%から76.70%の間で推移しています。令和6年度の有収率としては76.70%であり、類似団体の平均値と比較すると高い水準にあります。

図表2-4 有収率



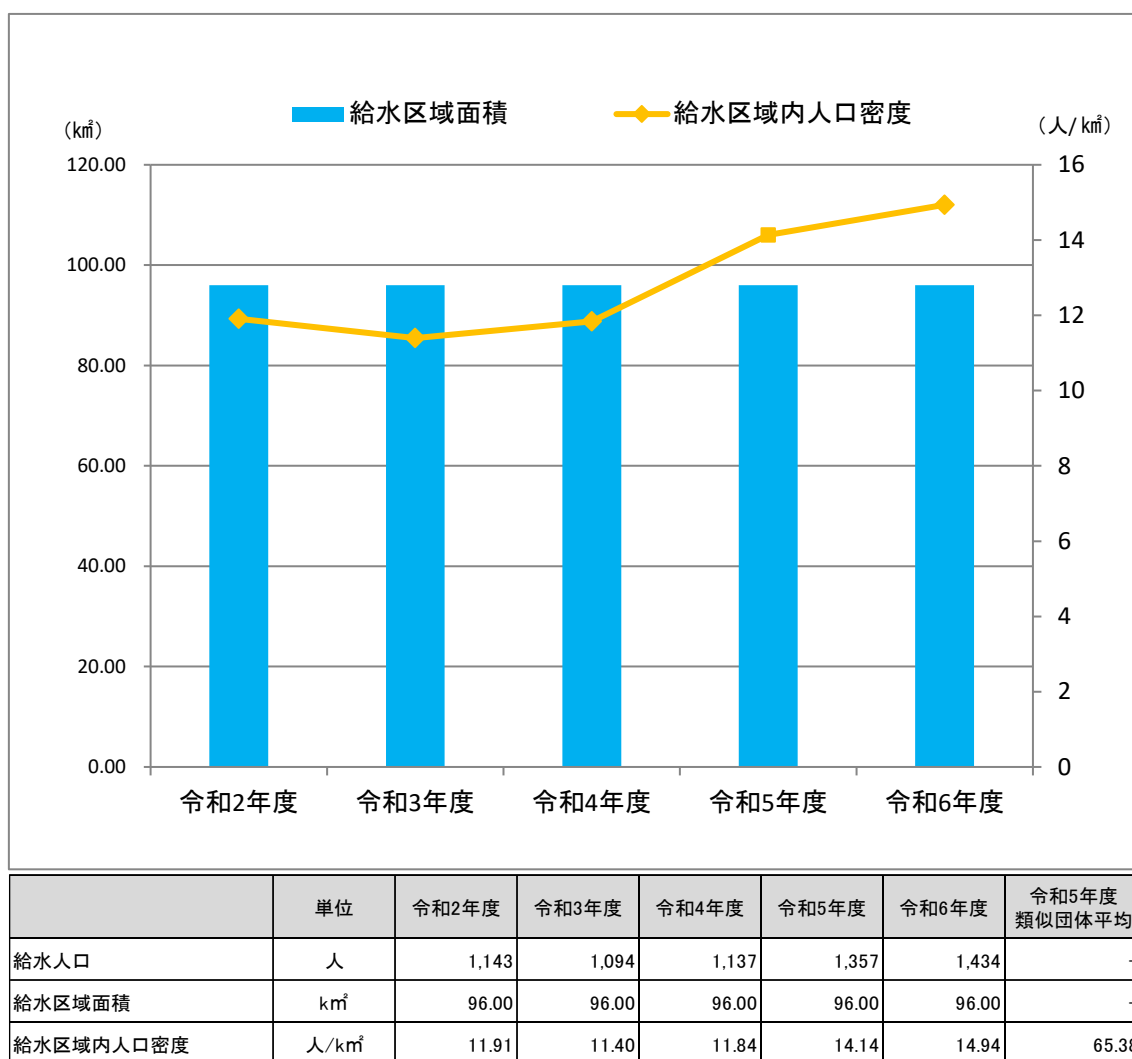
(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(2) 給水区域内人口密度

給水区域内人口密度は、給水区域内における給水人口密度を表す指標です。

給水区域面積は、拡張工事を行っていないことから96.00人/㎥で一定となっていますが、給水人口は増加傾向にあるため、本村簡易水道事業の給水区域内人口密度は令和2年度に11.91人/㎥であったのに対して、令和6年度には14.94人/㎥に向上していますが類似単体の平均値と比較して低い水準にあります。

図表2-5 給水区域内人口密度



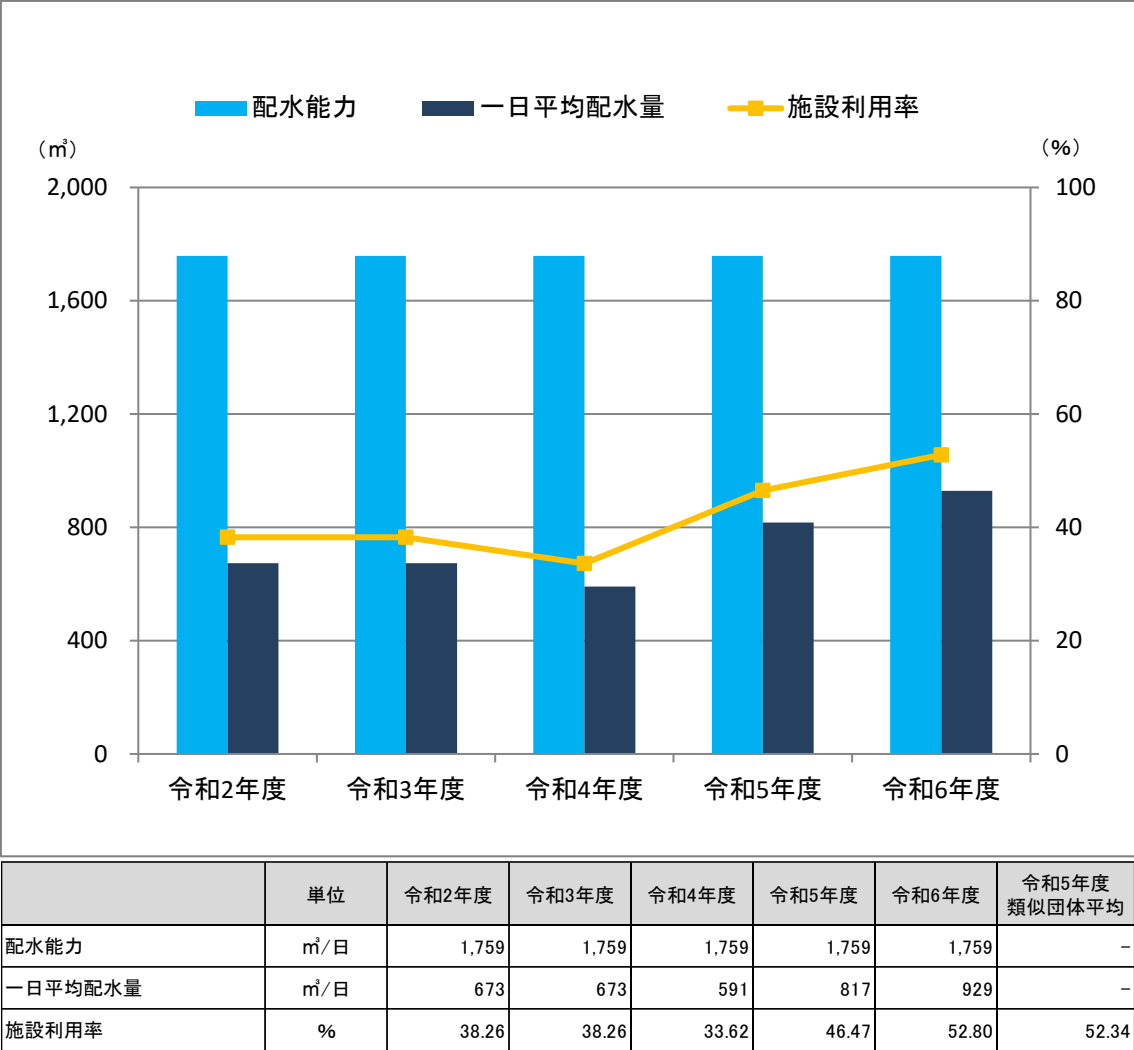
(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(3) 施設利用率

施設利用率は、一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

本村簡易水道事業の施設利用率は令和2年度から令和6年度にかけて、33.62%から52.80%の間で推移しており、令和6年度の施設利用率としては52.80%となっています。これは類似団体の平均値と比較して高い水準になっています。

図表2-6 施設利用率



(出典) 地方公営企業決算状況調査表

3. 収益性の分析

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標です。

経常収支比率は118.31%はであり、経常収益によって経常費用を賄えている状況にあります。

図表2-7 経常収支比率

	単位	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
経常収益	千円	143,349	-
経常費用	千円	121,167	-
経常収支比率	%	118.31	103.12

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

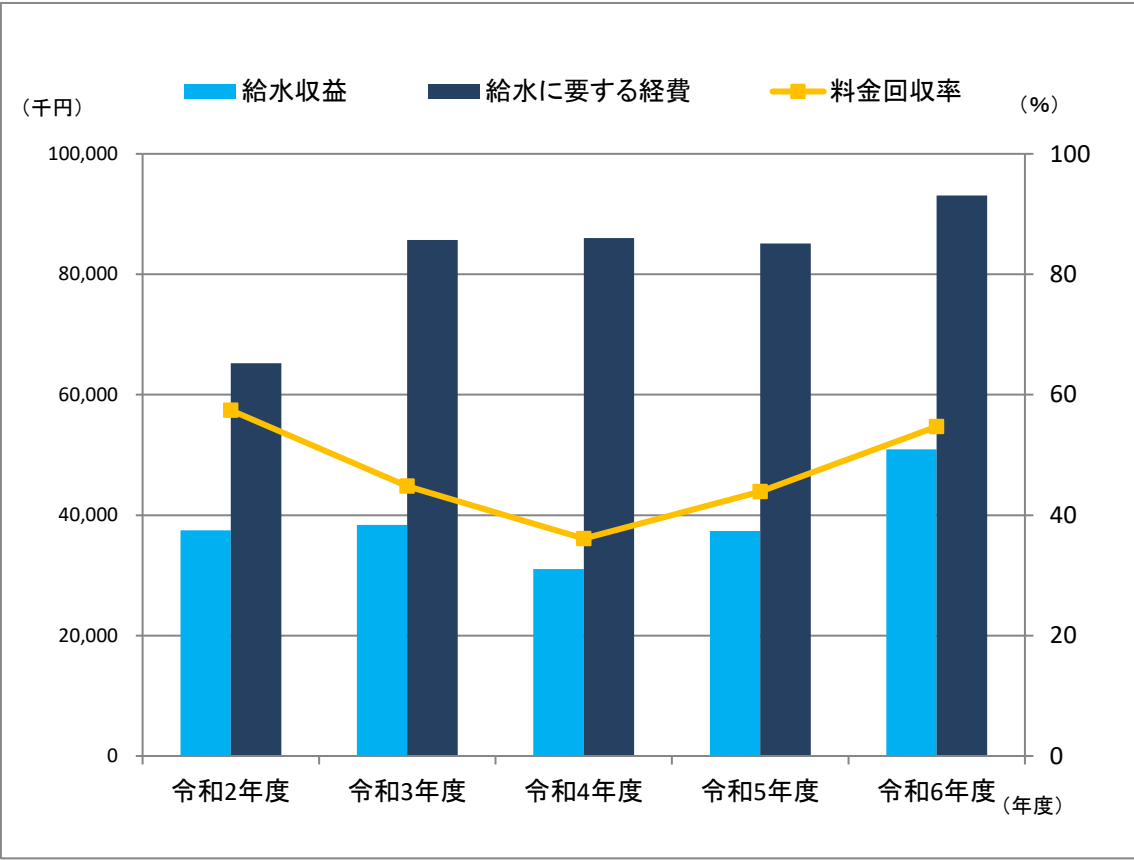
(2) 料金回収率

料金回収率とは、給水収益で回収すべき経費をどの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、供給単価を給水原価で除することにより算出されます。

供給単価とは有収水量1㎡当たりについて、どれだけの収益を得ているかを示します。
給水原価とは有収水量1㎡当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを示します。

本村簡易水道事業の料金回収率としては、令和2年度の57.42%から令和6年度には54.69%に減少しています。類似団体の平均値と比較して低い水準にあります。

図表2-8 料金回収率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
給水収益	千円	37,465	38,376	31,059	37,347	50,915	-
供給単価	円／㎡	203.87	204.22	188.14	164.69	195.83	-
給水に要する経費	千円	65,252	85,670	86,026	85,086	93,097	-
給水原価	円／㎡	355.08	455.90	521.09	375.21	358.07	448.81
料金回収率	%	57.42	44.80	36.10	43.89	54.69	38.58

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

4. 安全性の分析

(1) 自己資本構成比率

自己資本構成比率は負債資本合計のうち、自己資本（資本合計及び繰延収益）の占める割合を表す指標です。

本村簡易水道事業においては、繰延収益の占める割合が大きく、令和6年度の自己資本構成比率としては64.28%でした。これは類似団体の平均値と比較して高い水準にあります。

図表2-9 自己資本構成比率

	単位	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
自己資本	千円	389,505	－
負債資本合計	千円	605,965	－
自己資本構成比率	%	64.28	63.34

（出典）地方公営企業決算状況調査表

(2) 累積欠損金比率

営業収益に対する累積欠損金の状況を示す指標です。累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。

本村簡易水道事業においては、令和6年度に累積欠損金は発生していません。

図表2-10 累積欠損金比率

	単位	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
当年度未処理欠損金	千円	－	－
営業収益-受託工事収益	千円	53,038	－
累積欠損金比率	%	－	101.46

（出典）地方公営企業決算状況調査表

(3) 流動比率

流動比率は短期的な債務に対する支払い能力を表す指標で、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが求められます。

本村簡易水道事業の流動比率は200.86%であり、類似団体の平均値と比較して高い水準にあります。

図表2-11 流動比率

	単位	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
流動資産	千円	46,081	—
流動負債	千円	22,942	—
流動比率	%	200.86	112.37

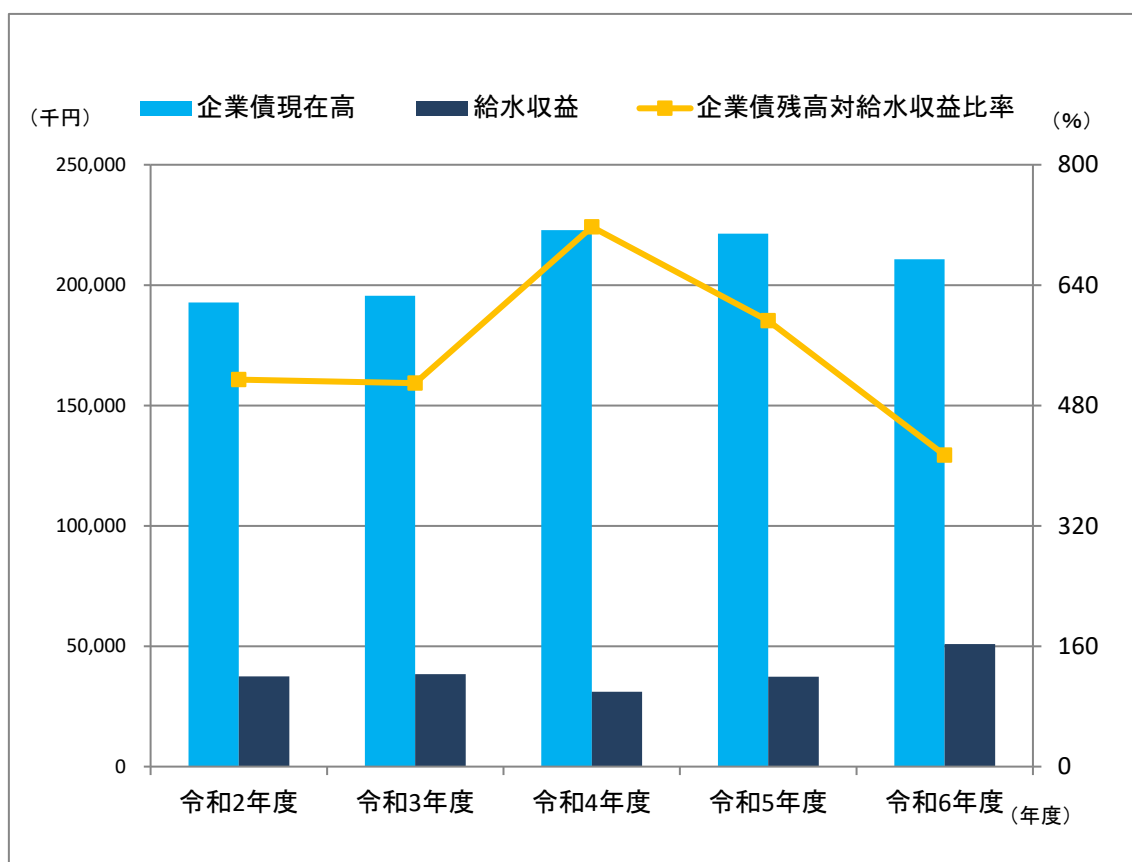
(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(4) 企業債残高対給水収益比率

企業債残高対給水収益比率とは、給水収益に対する企業債残高の割合であり、収入規模と見合った企業債残高であるかを測る指標です。

本村簡易水道事業の企業債残高対給水収益比率としては、令和2年度の514.40%から令和6年度には413.98%に減少しています。類似団体の平均値と比較して低い水準にあります。

図表2-12 企業債残高対給水収益比率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
企業債現在高	千円	192,720	195,630	222,803	221,370	210,777	-
給水収益	千円	37,465	38,376	31,059	37,347	50,915	-
企業債残高対給水収益比率	%	514.40	509.77	717.35	592.74	413.98	1364.20

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

5. 老朽化状況の分析

(1) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。地方公営企業適用時点では％となるため、類似団体との単純比較はできません。

本村簡易水道事業においては、令和6年度に法適用したばかりであるため、有形固定資産減価償却率は6.36％と低い水準になっています。

図表2-13 有形固定資産減価償却率

	単位	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
償却対象資産の帳簿原価	千円	562,719	－
有形固定資産減価償却累計額	人	35,777	－
有形固定資産減価償却率	％	6.36	24.27

（出典）地方公営企業決算状況調査表

(2) 管路経年化率

管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合いを示します。

本村簡易水道事業の管路経年化率としては28.24％と類似団体の平均値と比較して高い水準にあります。

図表2-14 管路経年化率

	単位	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
管路延長	km	59.04	－
法定耐用年数を経過した管路延長	km	16.67	－
管路経年化率	％	28.24	12.77

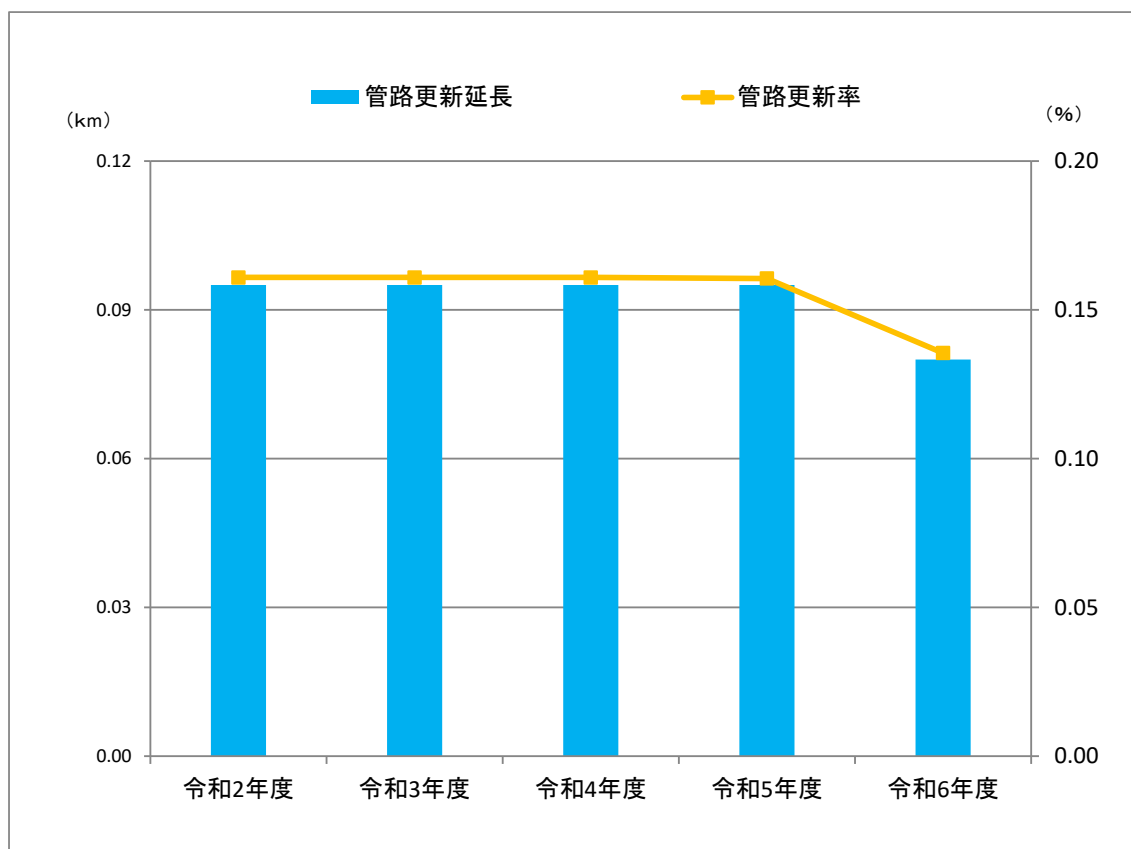
（出典）地方公営企業決算状況調査表

(3) 管路更新率

管路更新率は当年度に更新した管路延長の割合を示す指標で、管路の更新ペースや状況を把握することができます。例えば当該指標が2%の場合にはすべての管路を更新するのに50年かかるペースであることになります。

本村簡易水道事業としては毎年一定の管路更新を行っており、令和6年度の管路改善率は0.14%です。類似団体の平均値と比較して低い水準にあります。

図表2-15 管路更新率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
管路更新延長	km	0.10	0.10	0.10	0.10	0.08	—
管路更新率	%	0.16	0.16	0.16	0.16	0.14	0.88

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

6. 収支分析

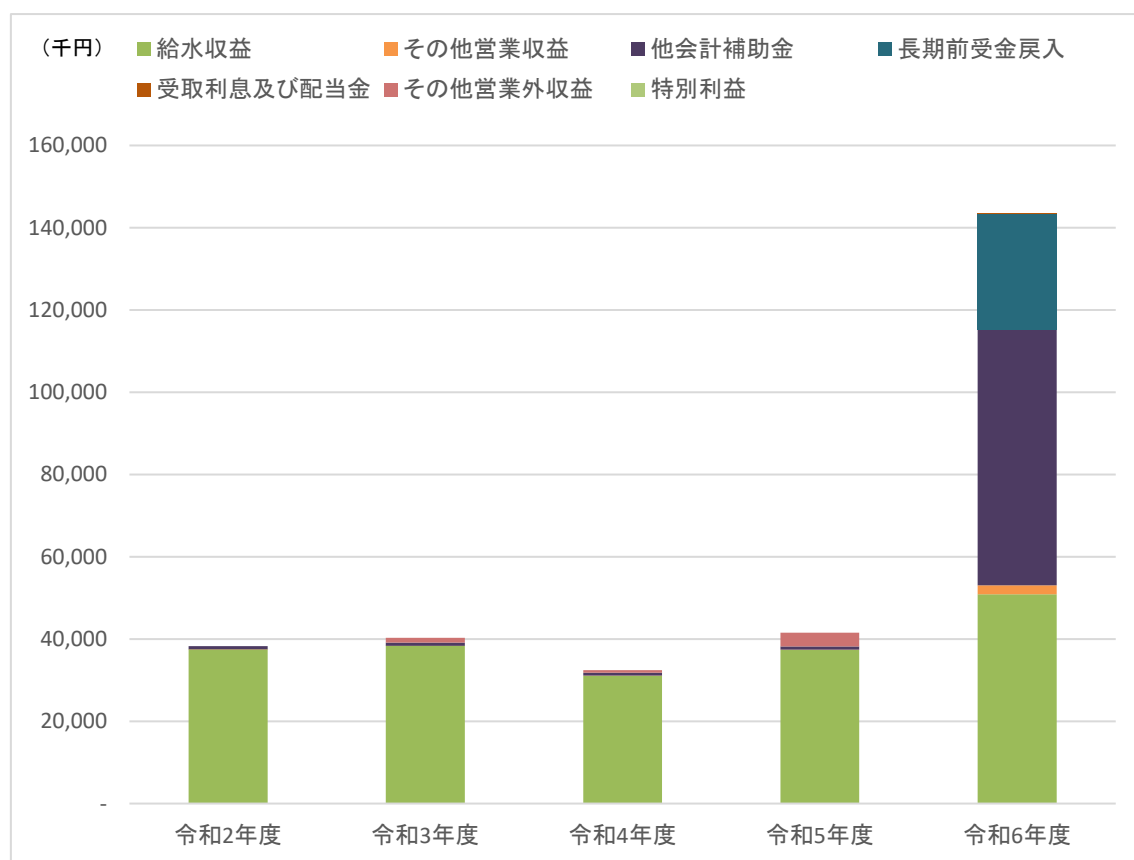
(1) 収益的収入

令和6年度の収益的収入の主な内訳は、他会計補助金62,220千円、給水収益50,915千円、長期前受金戻入28,070千円となっています。

直近5ヵ年の収益的収入の内訳は次のとおりです。なお、令和6年度に地方公営企業法を適用したため、令和5年度には特例的収支が含まれていません。

図表2-16 収益的収入の内訳

	(単位:千円)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収益的収入	38,285	40,334	32,456	41,547	143,349
営業収益	37,494	38,385	31,097	37,392	53,038
給水収益	37,465	38,376	31,059	37,347	50,915
その他営業収益	29	9	38	45	2,123
営業外収益	791	1,949	1,359	4,155	90,311
他会計補助金	791	755	737	792	62,220
長期前受金戻入	-	-	-	-	28,070
受取利息及び配当金	-	-	-	-	21
その他営業外収益	-	1,194	622	3,363	-
特別利益	-	-	-	-	-



(出典) 地方公営企業決算状況調査表

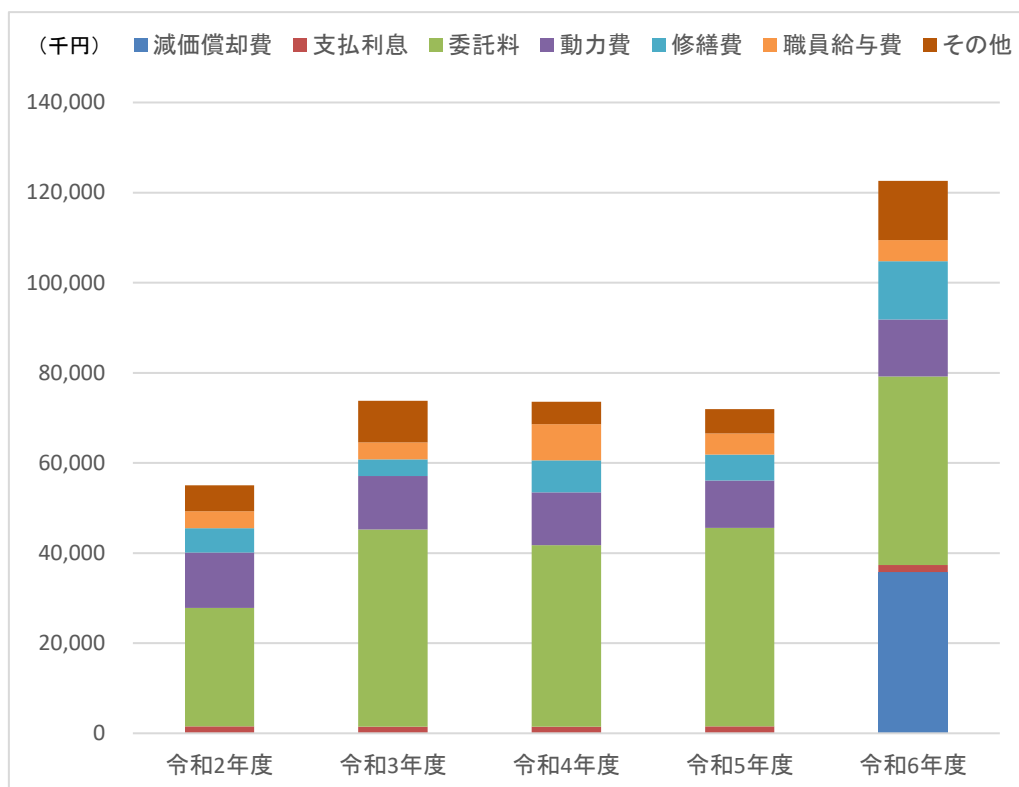
(2) 収益的支出

令和6年度の収益的支出の主な内訳は、委託料41,871千円、減価償却費35,777千円、修繕費12,937千円、動力費12,603千円となっています。

直近5ヵ年の収益的支出の内訳は次のとおりです。なお、令和6年度に地方公営企業法を適用したため、令和5年度には特例的収支が含まれていません。

図表2-17 収益的支出の内訳

	(単位:千円)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収益的支出	55,064	73,780	73,599	71,953	122,588
営業費用	53,507	72,289	72,139	70,393	116,011
職員給与費	3,741	3,788	8,059	4,704	4,674
減価償却費	-	-	-	-	35,777
動力費	12,270	11,878	11,690	10,526	12,603
光熱水費	58	99	79	69	-
通信運搬費	155	105	106	117	181
修繕費	5,405	3,655	7,114	5,732	12,937
材料費	728	4,059	-	-	-
薬品費	821	603	586	644	1,286
委託料	26,274	43,742	40,314	44,042	41,871
負担金	-	-	-	-	205
その他	4,055	4,360	4,191	4,559	6,477
営業外費用	1,557	1,491	1,460	1,560	5,156
支払利息	1,557	1,491	1,460	1,560	1,563
その他営業外費用	-	-	-	-	3,593
特別損失	-	-	-	-	1,421



(出典) 地方公営企業決算状況調査表

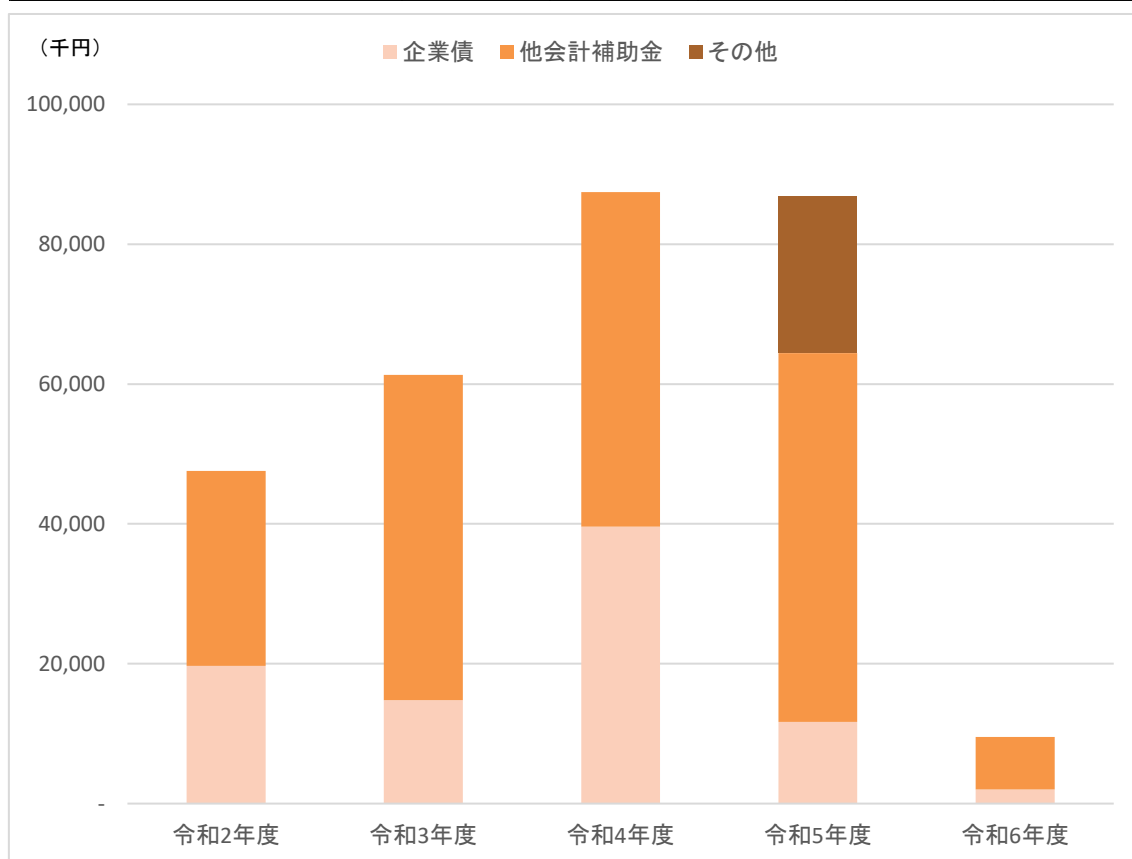
(3) 資本的収入

令和6年度の資本的収入の内訳としては、他会計補助金7,521千円、企業債2,000千円となっています。

直近5ヵ年の資本的収入の内訳は次のとおりです、なお、令和6年度に地方公営企業法を適用したため、令和5年度には特例的収支が含まれていません。

図表2-18 資本的収入の内訳

	(単位:千円)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資本的収入	47,591	61,297	87,440	86,797	9,521
企業債	19,700	14,800	39,600	11,700	2,000
他会計補助金	27,891	46,497	47,840	52,737	7,521
その他	-	-	-	22,360	-



(出典) 地方公営企業決算状況調査表

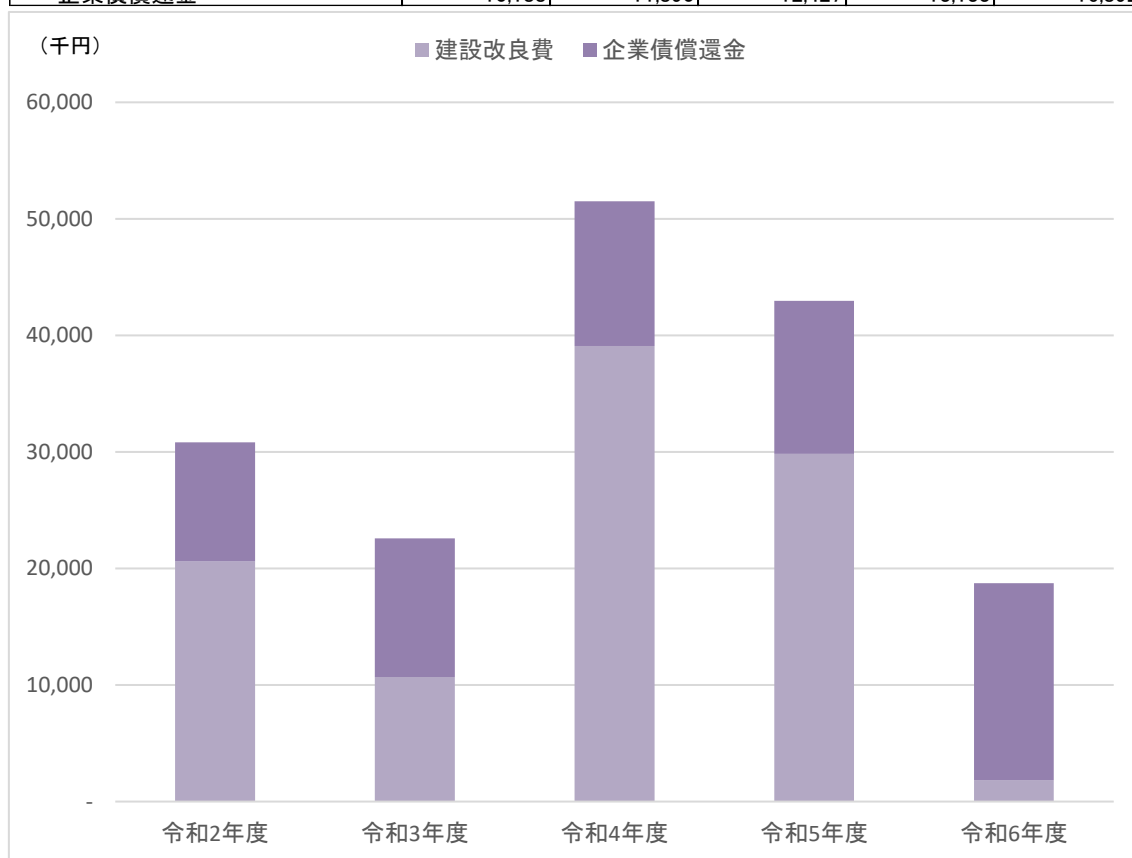
(4) 資本的支出

令和6年度の資本的支出の内訳としては、企業債償還金16,892千円、建設改良費1,850千円となっています。

直近5ヵ年の資本的支出の内訳は次のとおりです。なお、令和6年度に地方公営企業法を適用したため、令和5年度には特例的収支が含まれていません。

図表2-19 資本的支出の内訳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資本的支出	30,811	22,571	51,510	42,965	18,742
建設改良費	20,623	10,681	39,083	29,832	1,850
企業債償還金	10,188	11,890	12,427	13,133	16,892



(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(5) キャッシュ・フローの推移

令和6年度は資金期首残高が13,494千円でしたが、業務活動によるキャッシュ・フローが31,041千円のプラス、投資活動によるキャッシュ・フローが5,155千円のプラス、財務活動によるキャッシュ・フローが10,592千円のマイナスであった結果、資金期末残高は39,098千円となっています。

図表2-20 キャッシュ・フローの推移

(単位:千円)	
	令和6年度
資金期首残高	13,494
業務活動によるキャッシュ・フロー	31,041
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,155
財務活動によるキャッシュ・フロー	-10,592
資金の増加額(又は減少額)	25,604
資金期末残高	39,098

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

7. 現状分析により認識された経営課題

(1) 料金の適正化(料金回収率)

料金回収率が100%を大きく下回る水準にあり、供給にかかるコストを料金収入で賄えていない状況です。事業が赤字体質となる要因になるため、現在の料金が適正であるか精査する必要があります。

(2) 施設・管路の老朽化

供用開始から約60年以上が経過しており老朽化が進行している状況です。管路経年化率は3割近くまで上昇しており、更新が直近の課題になっています。更新には莫大な資金需要が発生するため、負担を分散するためにも長期的な計画を策定し、施設・管路の更新を進めていく必要があります。

第3章 将来の事業環境

1. 給水人口の予測

給水人口は下記のとおり推計を行っています。

$$\text{行政区域内人口} \times \text{普及率} = \text{給水人口}$$

行政区域内人口が減少傾向にあるため、給水人口は減少する見込みです。

(1) 行政区域内人口

行政区域内人口の推計にあたり、2パターンで推計を行っています。推計の詳細は下記のとおりです。

①封鎖人口+増加人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計した「封鎖人口※を仮定した男女・年齢(5歳5歳)階級別将来推計人口を基」に推計した封鎖人口と、令和3年度から令和6年度の増加数を基準に令和17年度までは年10%増しの増加率、以降の年度においては年1%増しで推計した1%の増加率を見込んだ増加人口の2つを合算したものを行政区域内人口の人口推計としています。

※封鎖人口とは出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定した推計結果、すなわち、人口移動の影響を含まない推計結果です。

上記人口推計での令和17年度におけるの料金回収率は47.7%となります。

②高位人口予測

国立社会保障・人口問題研究所の推計や現在作成されている人口ビジョン(令和3年度改訂)には、直近の村外からの移住者による人口の増加の影響が十分に反映されていないことを鑑みて、令和5年度から令和6年度の行政区域内人口増加数が今後も継続するものとして推計を行っています。

※上記人口推計での令和17年度におけるの料金回収率は49.3%となります。

③国立社会保障・人口問題研究所(社人研)人口減少率

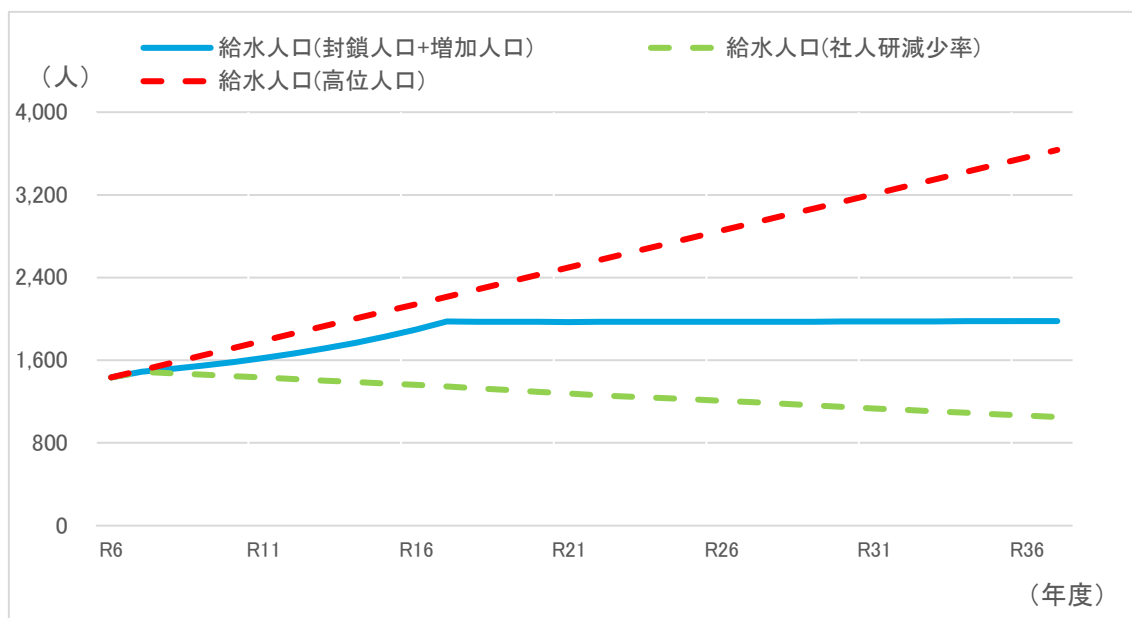
社人研による「日本の地域別将来推計人口、令和5(2023)年推計」の人口減少率を乗じて人口推計を行っています。

※上記人口推計での令和17年度におけるの料金回収率は43.7%となります。

(2) 普及率

直近の普及率が一定で推移するものとみなして推計を行っています。

図表3-1 給水人口予測



2. 水需要の予測

簡易水道事業の有収水量は家庭用、団体用、営業用(リゾート関連)の3区分に分類して推計を行っています。

(1) 家庭用

家庭用の有収水量は下記の算式で推計を行っています。

$$\text{給水人口} \times \text{一人当たり有収水量} = \text{有収水量}$$

給水人口が増加傾向にあるため、有収水量は増加する見込みです。

①一人当たり有収水量

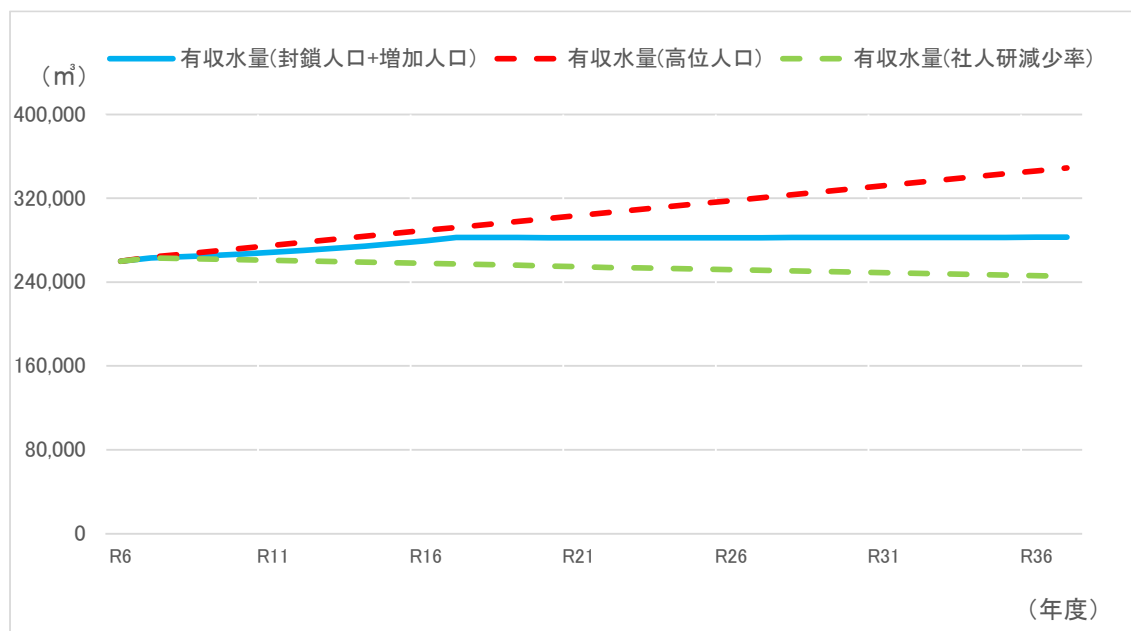
直近の一人当たり有収水量が一定で推移するものとみなして推計を行っています。

(2) 団体用・営業用(リゾート関連)

団体用及び営業用(リゾート関連)の有収水量はインバウンド需要に大きく左右され、先行きが不透明であるため、直近の有収水量が一定で推移するものとみなして推計を行っています。

家庭用、団体用、営業用(リゾート関連)の有収水量合算値をグラフとしたものが下記のとおりになります。

図表3-2 水需要の予測



3. 料金収入の見通し

料金収入は下記の算式で推計を行っています。

$$\text{有収水量} \times \text{供給単価} = \text{料金収入}$$

封鎖人口と増加人口を基に推計した有収水量は増加傾向にあるため、料金収入は増加する見込みです。

(1) 供給単価

料金収入の算定に際して、下記の2パターンで推計を行いました。

①直近決算単価据置

直近の料金単価が一定で推移するものとして推計を行っています。

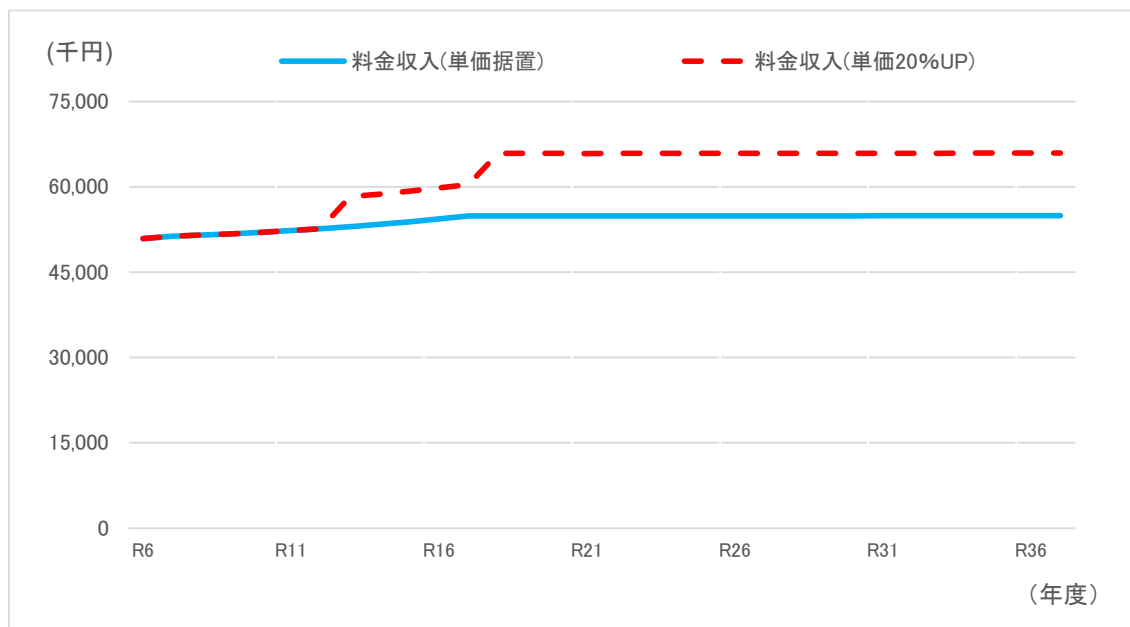
※令和17年度における料金回収率は約47%となる見込みです。

②直近決算単価から20%増額

令和13年度及び令和18年度で段階的に料金改定を行い、令和18年度には直近料金単価から20%増額するものとして推計を行っています。

※令和17年度における料金回収率は約52%となる見込みです。

図表3-3 料金収入の見通し



4. 給水に要する経費と料金回収率の見通し

給水に要する経費は下記の算式で推計を行っています。

$$\text{給水原価} \times \text{有収水量} = \text{給水に要する経費}$$

給水原価が物価の上昇や投資により増加傾向にあるため、料金回収率は低下する見込みです。

(1) 物価上昇率

①賃金上昇率

原価のうち職員給与費の推計については、内閣府「中長期の経済財政に関する試算（2025年8月）」における賃金上昇率（過去投影ケース）と連動して職員給与費が上昇することを見込んでいます。

②消費者物価上昇率

その他の原価の推計については、内閣府「中長期の経済財政に関する試算（2025年8月）」における消費者物価上昇率（過去投影ケース）と連動して物価が上昇することを見込んでいます。

(2) 原価の推計方法

①職員給与費

直近の決算実績×賃金上昇率

※令和8年度以降の上下水道人件費について負担の見直しを行い、全額を簡易水道事業に計上するものとしています。なお、当該人件費の4割については下水道事業から負担金を収受することとしています。

②動力費

直近の決算実績単価×年間給水水量×消費者物価上昇率

③薬品費

直近の決算実績単価×年間給水水量×消費者物価上昇率

④修繕費

直近の決算実績×消費者物価上昇率

⑤委託費

直近の決算実績×消費者物価上昇率

⑥減価償却費

既存資産の償却予定額に加え、投資試算における建設改良費について資産種別ごとの耐用年数に対応する償却率を乗じて算出しています。なお長期前受金戻入相当額を控除しています。

⑦支払利息

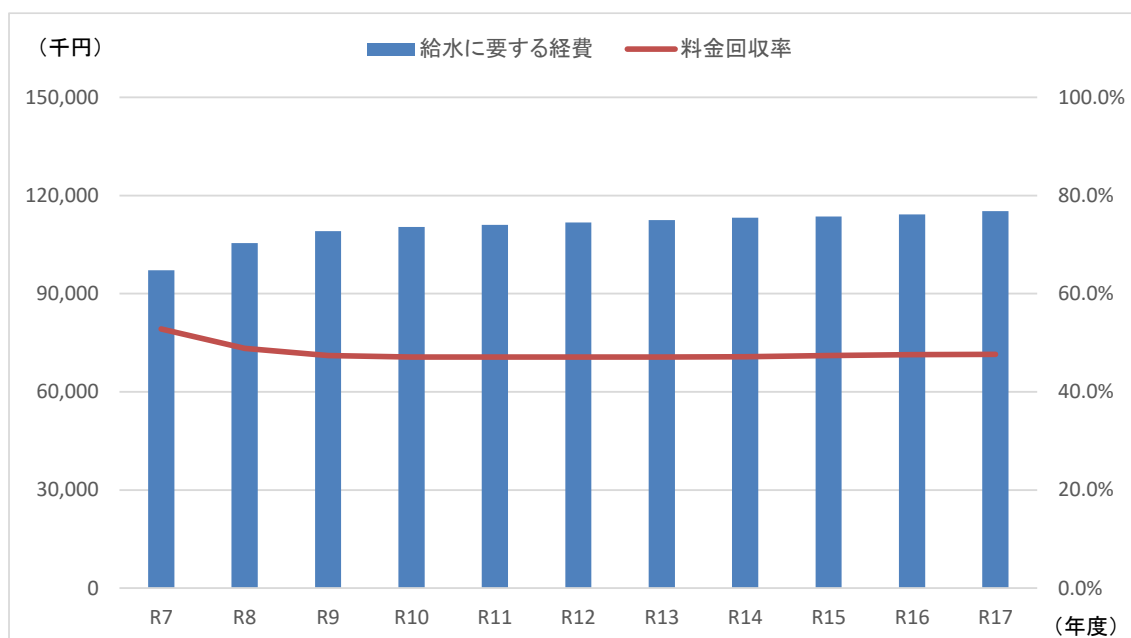
既存分については償還予定表に基づいて計上しています。

新発分の利息は2.0%として推計しています。

⑧その他

直近の決算実績×消費者物価上昇率

図表3-4 給水に要する経費と料金回収率の見通し

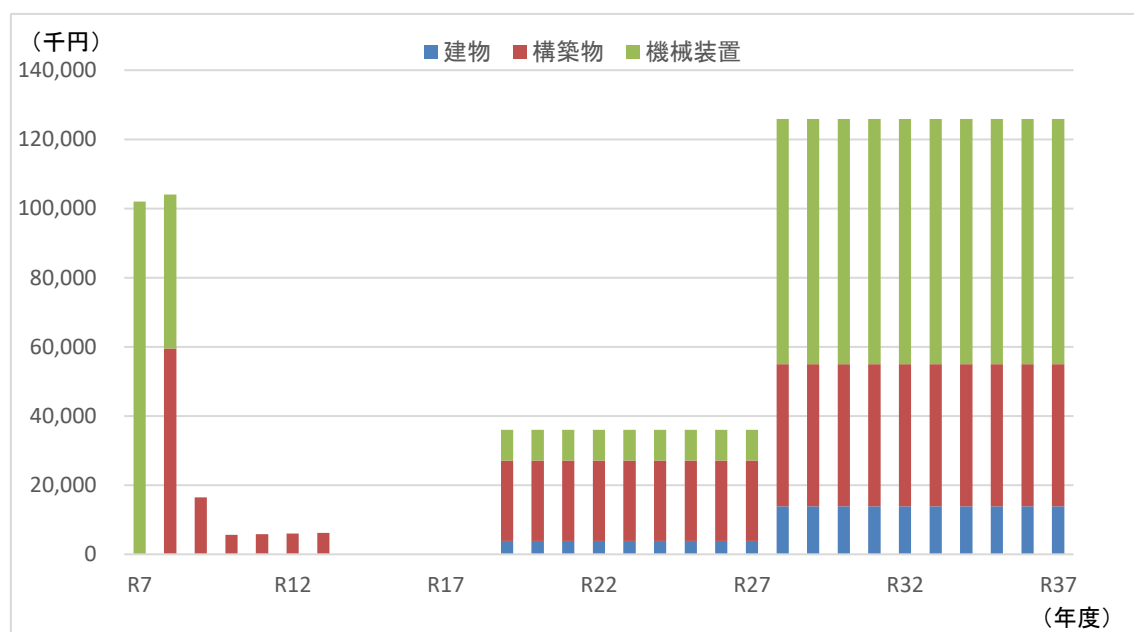


5. 施設の見通し

本村簡易水道事業においては供用開始して約60年が経過しており、各施設や管路の老朽化が進んでいる状況です。令和7年度及び令和8年度にそれぞれ約1億円の更新が見込まれています。老朽化した配水管を中心に経常的な更新需要が見込まれており、資金繰りには注意が必要です。

直近30年間の投資額の見通しをグラフとしたものは下記のとおりです。

図表3-5 投資額の見通し



6. 企業債の見通し

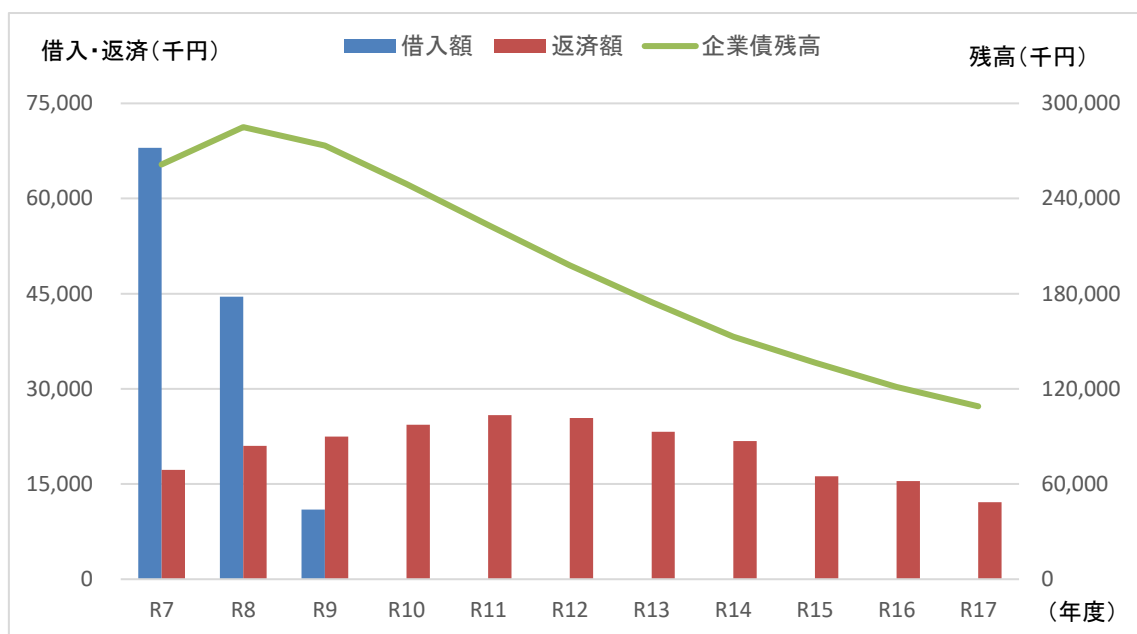
補助事業について事業費の50%、単独事業について事業費の100%を起債するものとして推計しています。なお、老朽配水管の更新には起債を見込んでいません。

令和7年度及び令和8年度において、浄水場設備の更新が見込まれており、それに伴い企業債残高は約2.9億円まで増加しますが、その後は企業債残高の減少する見通しです。

図表3-6 企業債の発行条件

区分	科目	償還年限 (うち元金償還据置年数)	償還方法	利率(年)	借入日
建設改良債	構築物	5～10年(2年)	元利均等償還	2.000%	毎年3月末
建設改良債	機械装置	10～20年(2年)	元利均等償還	2.000%	毎年3月末

図表3-7 企業債の見通し



7. 繰入金の見通し

(1) 収益的収入

① 基準内繰入金

経常費用に連動して総務省繰出基準に基づく基準内繰入金を見込んでいます。

② 基準外繰入金

損益が均衡する水準まで見込んでいます。

(2) 資本的収入

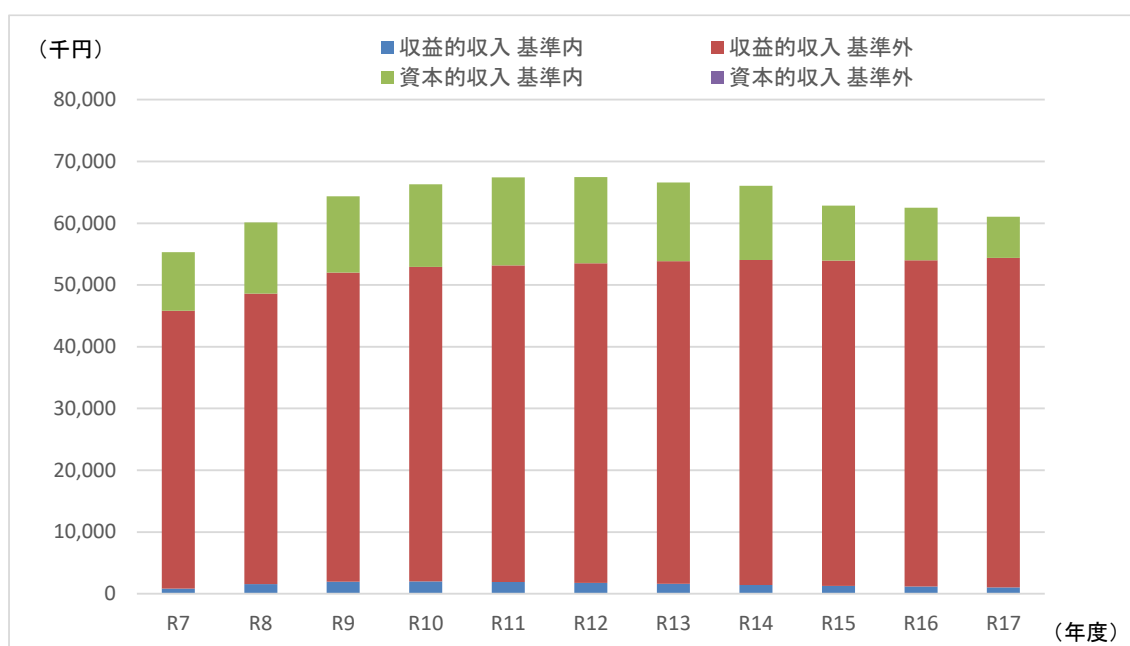
① 基準内繰入金

資本的支出に連動して総務省繰出基準に基づく基準内繰入金を見込んでいます。

② 基準外繰入金

資本的支出については基準外繰入金を見込んでいません。

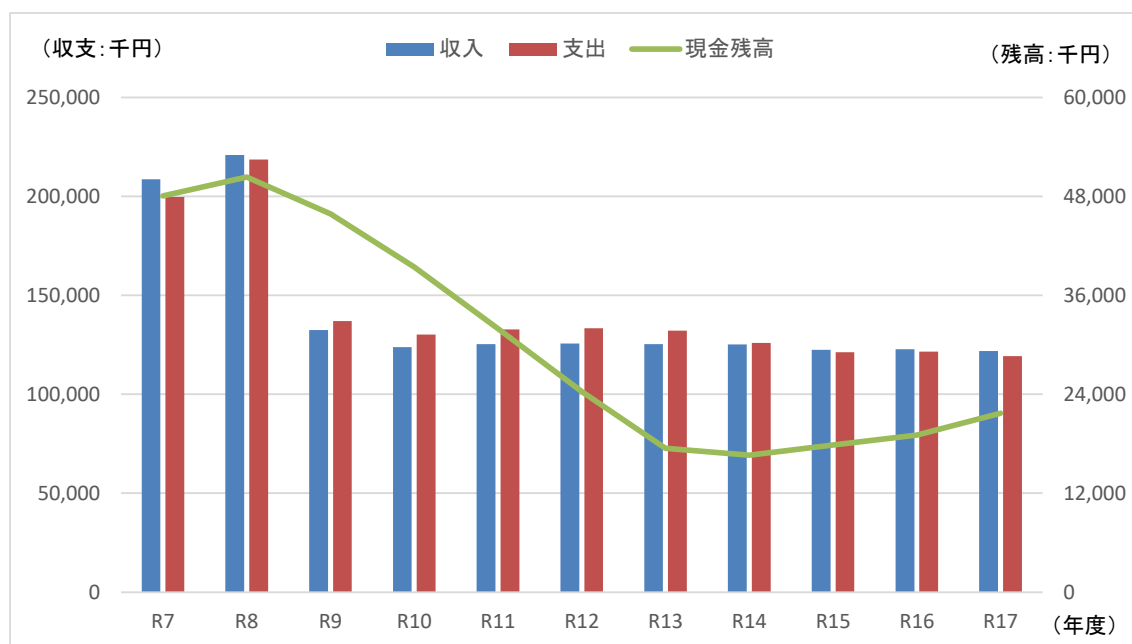
図表3-8 繰入金の見通し



8. 資金残高の見通し

令和9年度から令和13年度にかけて更新投資が続くことにより、資金残高の減少が続く見込みです。その後は徐々に増加し、令和17年度時点で24百万円程度になる見通しです。

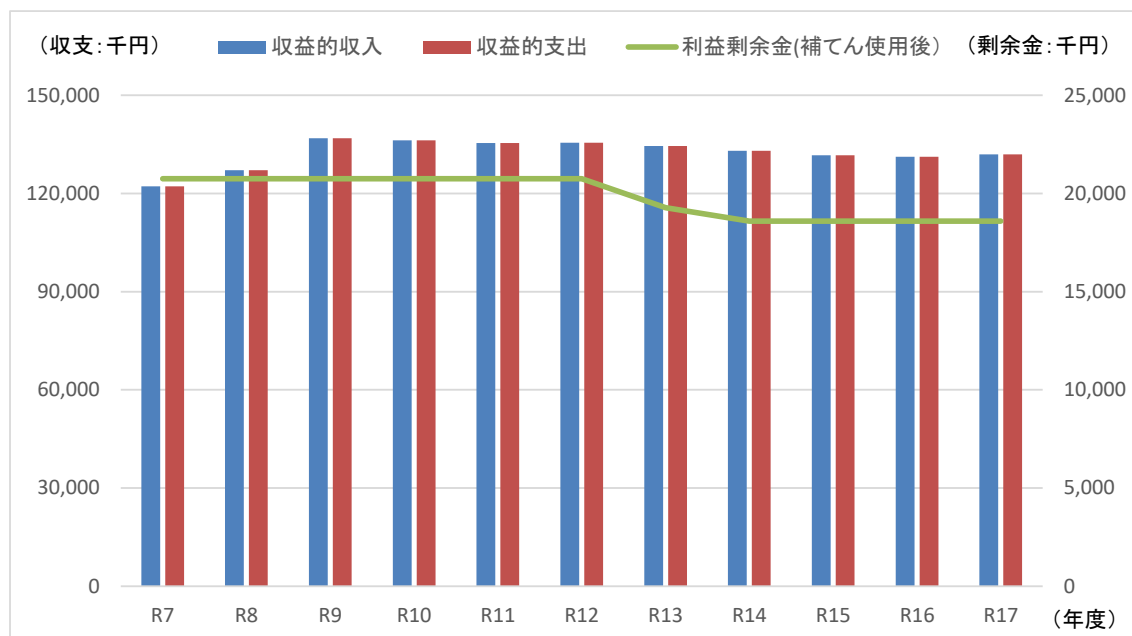
図表3-9 資金残高の見通し



9. 損益の見通し

増加する維持管理費を基準外繰入金で補てんすることにより損益が均衡する見込みです。利益剰余金の一部は補てん財源として使用し、令和17年度の利益剰余金残高は20百万円弱となる見込みです。

図表3-10 収益的収支と利益剰余金の見通し



10. 組織の見通し

本村の簡易水道事業を所管する赤井川村水道課は現在 2 名で構成されており、今後も現状と同様の人員配置が行われる見通しです。

11. 将来の事業環境から把握された経営課題

(1) 料金回収率の低下

料金収入は人口の増加とともに上昇していきますが、令和8年度から下水道事業との間で職員給与費負担を見直すことにより、料金回収率は低下することが見込まれています。有収水量の増加や料金改定による収入増加の取組や、費用削減の取組が必要になります。

(2) 繰入金の増加

基準外繰入金が増加することにより、一般会計の負担が増大することが見込まれます。一般会計に頼らない収入の確保により、負担を軽減する取組が必要になります。

(3) 更新投資に伴う資金需要

令和17年度の資金残高としては約23百万円を見込んでいますが、長期的には残高を大きく上回る規模の更新需要が継続して生じる見込みであり、これに備える必要になります。

第4章 経営の基本方針

人口減少や少子高齢化の進行、生活様式の変化、省資源化など社会構造の変化により料金収入の減少傾向が続く中、本村では昭和 36 年度から整備した施設・設備の老朽化も進んでいくことが想定されます。

北海道の広大な土地に散在する集落では、広域化などの検討は考えられない状況です。また、人口減少の可能性を認識しており、水道事業を取り巻く状況は大変厳しさを増している状況です。

すべての村民に安全で快適な簡易水道サービスを持続的・安定的に提供することを基本方針とし、良質な水資源を守るとともに村民へ平等かつ充実したサービスの提供に努めます。

1. 水道施設の老朽化対策

水道施設の主要な電気・機械設備の法定耐用年数は 15～20 年前後、配水管の法定耐用年数は 40 年となっており、設備・管路の老朽化対策が必要となります。水道施設の長寿命化と維持管理に要する費用の平準化を図り、継続的に水道施設の老朽化対策に努めます。

2. 水道財政の健全化

令和6年度から地方公営企業法を適用したことにより、ストック情報を含めた財政状況が可視化されました。公営企業会計を活用したよりきめ細やかな経営分析を基に、一般会計との負担関係や料金水準の適正性を検証し、水道財政の健全化に努めます。

3. 施設統合による合理化

安心・安全な水の供給を今後も維持していくために、浄水場の統合を検討します。具体的には、都地区と曲川地区、池田地区と赤井川地区、常盤地区と落合地区の施設を統合し集約することを検討しています。

第5章 投資・財政計画（収支計画）

1. 投資についての説明

(1) 投資の目標

①管路更新

管路更新率 0.1%以上を目標に、継続して老朽管の更新に取り組みます。

②施設・設備更新

アセットマネジメント計画において設定した更新基準年数に基づく更新の実施を目指します。

(2) 取組事項

①施設・設備の長寿命化等の投資の平準化に関する事項

老朽管の更新を計画的に実施することにより、単年度に事業が集中することを避け、投資の平準化に取り組みます。

②投資額の合理化等に関する事項

設備の更新時には増加する水需要に対して適正な配水能力を検討し、投資額の合理化に取り組みます。

図表5-1 建設改良費の推移

(単位:千円)										
年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
建設改良費	104,042	16,434	5,647	5,822	6,001	6,187	0	0	0	0
構築物	59,513	16,434	5,647	5,822	6,001	6,187	0	0	0	0
機械装置	44,529	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 投資以外の経費についての説明

(1) 民間活用（民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）の実施に関する事項

浄水場及びポンプ施設や水源地見張人、ろ過砂除去などの施設の運転、操作、点検、清掃に関わる業務を継続して民間業者に委託することにより、経費の削減に取り組んでいます。

(2) 職員給与費、動力費、薬品費、修繕費、委託費に関する事項

各経費の考え方、積算方法については第3章に記載の通りです。下水道事業との間で負担関係を整理することにより、人件費の適正化に取り組んでいます。

3. 財源についての説明

(1) 財源の目標

① 経常収支比率

100%以上を維持することを目標とします。

② 料金回収率

令和17年度時点の料金回収率を50%以上とすることを目標とします。

長期的には料金回収率をより向上させることを目指します。

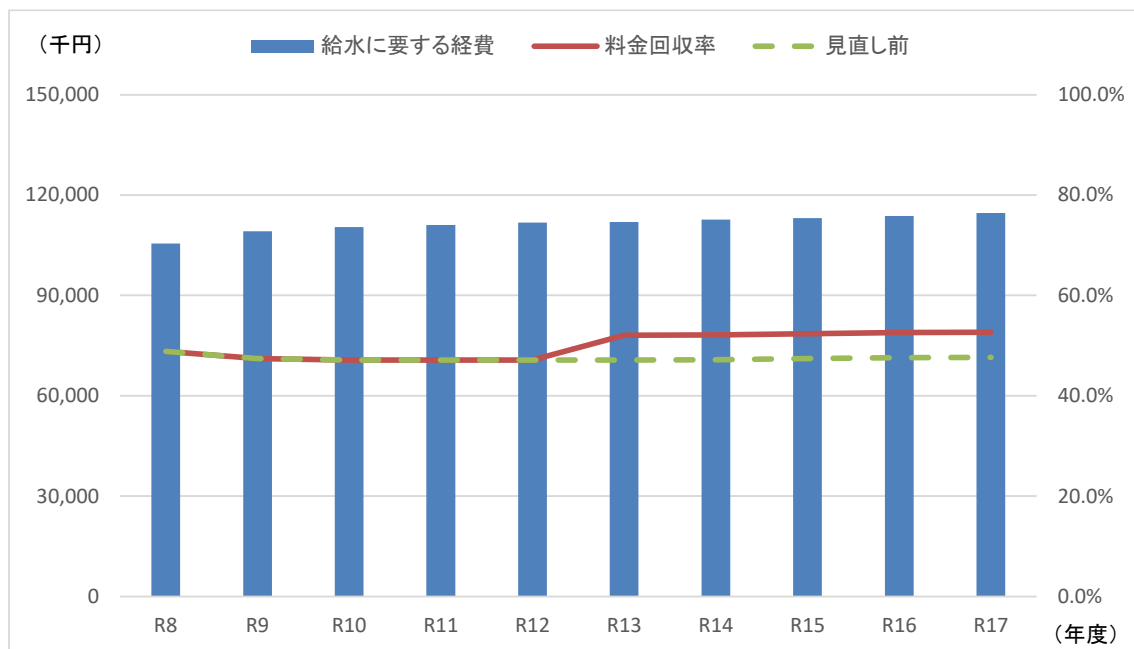
(2) 料金収入に関する事項

料金収入の積算方法は第3章に記載の通りです。

① 料金単価

料金回収率を向上させるため、令和13年度に10%の改定率で料金改定を見込んでいます。また、計画期間外には令和18年度に再度10%の改定率で料金改定を見込んでいます。

図表5-2 給水に要する費用と料金回収率の推移



図表5-3 料金収入と給水に要する費用の推移

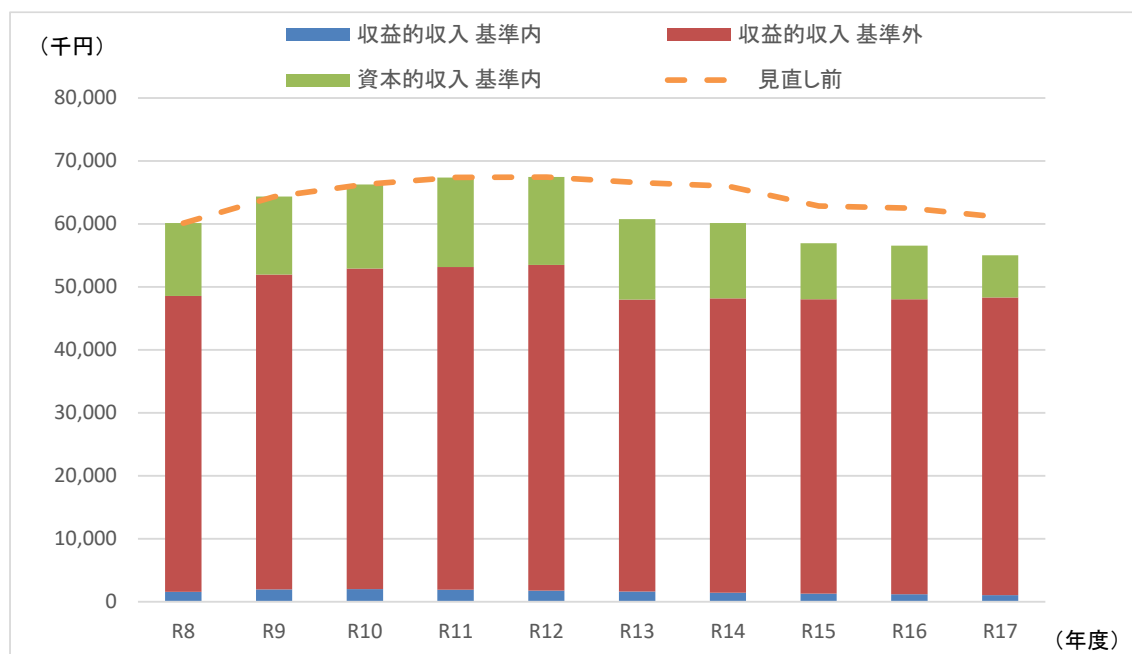
(単位: 千円)

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
料金収入	51,522	51,752	52,012	52,308	52,627	58,289	58,737	59,235	59,797	60,409
給水に要する費用	105,469	109,174	110,425	111,068	111,760	111,985	112,664	113,076	113,703	114,672
職員給与費	13,408	13,597	13,773	13,938	14,090	14,232	14,374	14,517	14,664	14,809
動力費	13,364	13,560	13,771	13,993	14,222	14,470	14,730	15,010	15,311	15,630
修繕費	13,499	13,634	13,771	13,908	14,047	14,188	14,330	14,473	14,618	14,764
委託料	43,691	44,127	44,569	45,014	45,465	45,919	46,378	46,842	47,311	47,784
薬品費	1,364	1,384	1,405	1,428	1,451	1,476	1,503	1,532	1,562	1,595
減価償却費	29,586	37,532	35,714	33,985	33,216	31,294	28,965	26,735	25,215	25,002
長期前受金戻入	△ 21,626	△ 27,734	△ 25,858	△ 24,400	△ 23,794	△ 21,965	△ 19,834	△ 18,109	△ 16,947	△ 16,778
企業債利息	2,803	3,566	3,644	3,440	3,172	2,885	2,611	2,349	2,124	1,905
その他	9,380	9,508	9,636	9,762	9,891	9,486	9,607	9,727	9,845	9,961
料金回収率	48.9%	47.4%	47.1%	47.1%	47.1%	52.1%	52.1%	52.4%	52.6%	52.7%

(3) 繰入金に関する事項

繰入金の積算方法は第3章に記載の通りです。令和13年度以降は料金改定を見込んでいくことにより、基準外繰入金が削減できる見通しです。

図表5-4 繰入金の推移



(4) 企業債発行額の推計

企業債の積算方法は第3章に記載の通りです。

図表5-5 企業債残高の推移

(単位:千円)

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
企業債発行額	44,529	10,956	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債償還額	21,025	22,502	24,360	25,845	25,407	23,219	21,797	16,215	15,468	12,159
企業債残高	285,022	273,476	249,116	223,271	197,864	174,645	152,848	136,633	121,165	109,006

(5) その他の財源に関する事項

国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を活用して事業に取り組みます。

4. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**(1) 投資についての考え方・検討状況****① 広域化・共同化・最適化に関する事項**

広域化・共同化にあっては、道内の地理的条件から考えると広大な土地に散在する集落を繋げようと整備するのは経済的に難しく、検討しておりません。

② 施設・設備の長寿命化等による投資の平準化に関する事項

アセットマネジメント計画を活用し、長寿命化や投資の平準化に取り組みます。

③ 民間活用に関する事項（PPP/PFI など）

更なる民間活用の導入可能性について検討したいと考えています。

④ 施設・設備の統廃合に関する事項

都地区と曲川地区、池田地区と赤井川地区、常盤地区と落合地区の施設を統合し集約を図ります。

⑤ 施設・設備の合理化に関する事項

人口増加による需要増が見込まれる地区がある一方で、需要減が見込まれる地区については適切な配水能力となるように合理化に取り組みます。

(2) 財源についての考え方・検討状況**① 料金の見直しに関する事項**

今回計画に計上した料金改定率は財政シミュレーションにおける見込み値であり、実際の改定率及び改定の時期についてはより詳細な原価計算や、物価の動向、経済環境等様々な事象を考慮して今後検討するものです。

② 企業債に関する事項

将来負担が過大にならないよう適切な起債による負担の平準化に取り組みます。

③ 繰入金に関する事項

村の財政に過大な負担とならないよう、適切な水準を検討します。

④資産の有効活用等による収入増加の取組

現在具体的に活用可能な遊休資産等はありませんが、今後発生した場合には適切な活用に取り組めます。

⑤その他の取組

建設改良事業はもとより、維持管理についても、国庫補助・交付税算定措置に係る起債等を活用して、財源確保に努めます。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

①民間活用（民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）に関する事項

浄水場及びポンプ施設や水源地見張人、ろ過砂除去などを民間委託していますが、今後も効果的かつ効率的な水道サービス提供の観点から経費削減に努めます。

②職員給与費

直近の人事院勧告では高い改定率が示されており、想定を上回る可能性があります。業務内容の見直しや効率化を模索し、職員給与費の削減の可能性を模索します。

③動力費

省エネルギー対策を進めることで動力費の削減を目指します。

④修繕費

修繕費になり得る事業を工事費に換算し国庫補助金対象事業を検討します。

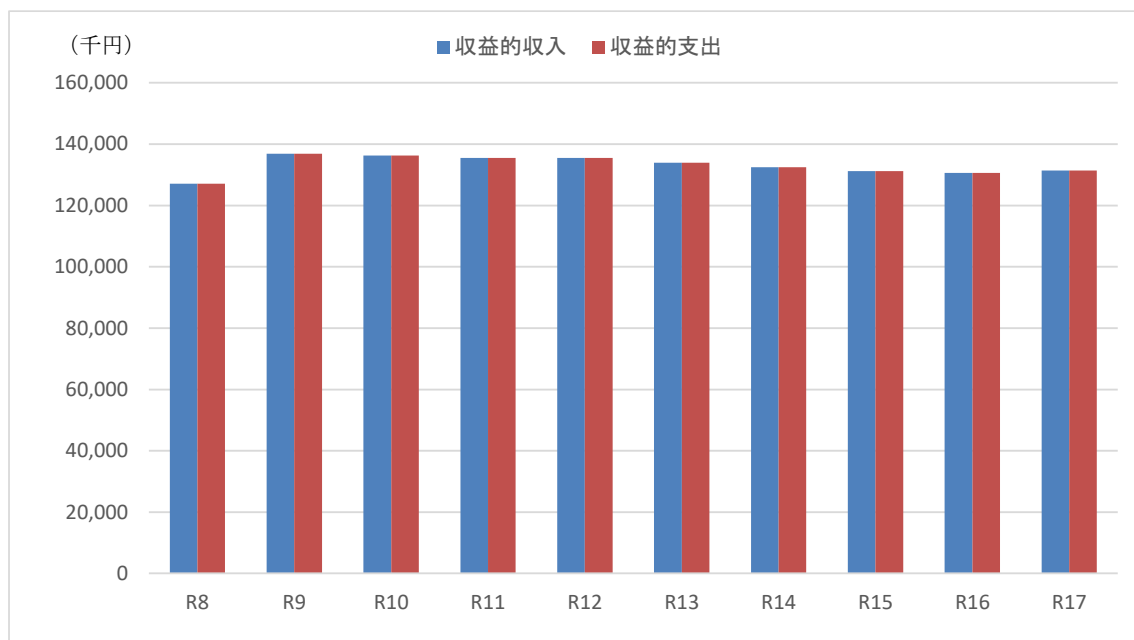
5. 投資・財政計画の策定結果

(1) 収益的収支

営業収益は主に料金収入の増加によって52百万円から60百万円に増加する見込みです。営業外収益は主に長期前受金戻入の減少によって76百万円から71百万円に減少する見込みです。結果、収益的収入全体では127百万円から131百万円に増加する見込みです。

営業費用は主に経費の増加によって122百万円から127百万円に増加し、営業外費用は主に支払利息の減少によって5百万円から4百万円に減少する見込みです。この結果、収益的支出全体では127百万円から131百万円に増加し、計画期間の収支は均衡する見通しです。

図表5-6 収益的収支の推移

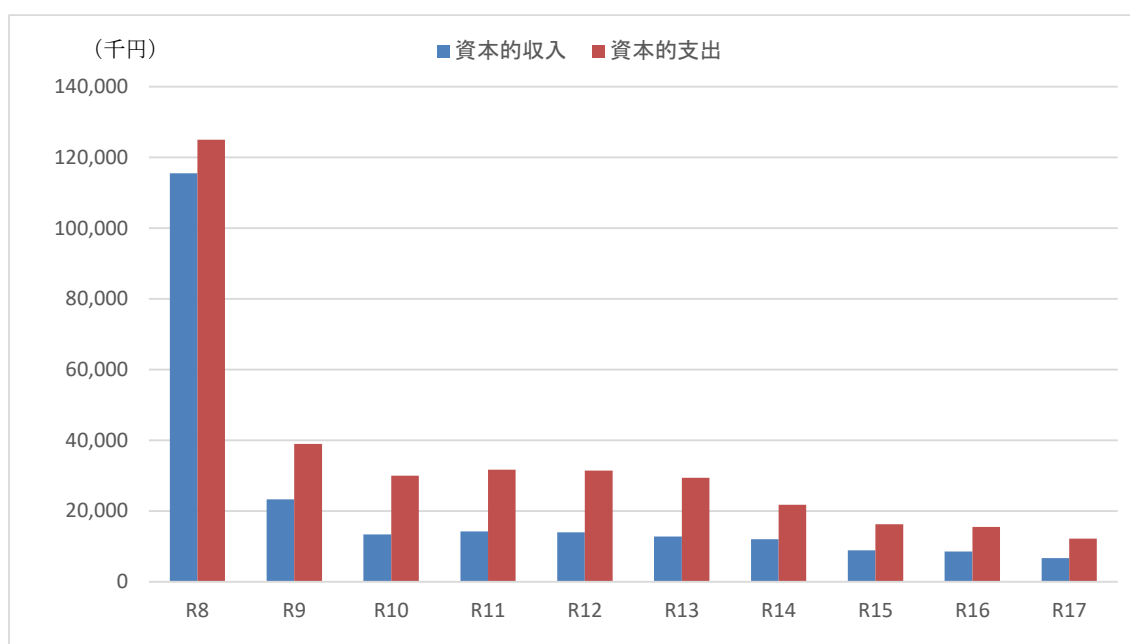


(2) 資本的収支

資本的収入は令和8年度の116百万円がピークで、令和17年度には7百万円まで減少する見通しです。

資本的支出のうち建設改良費は令和8年度の104百万円がピークで、令和13年度の6百万円まで減少する見通しです。一方企業債償還金は令和8年度の21百万円から令和17年度の12百万円まで減少する見通しであり、資本的支出全体では令和8年度の125百万円がピークで令和17年度の12百万円まで減少する見通しです。

図表5-7 資本的収支の推移



図表5-8 投資・財政計画（収支計画）

【単位：千円、税抜】

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分	1. 営 業 収 益 (A)	53,038	51,315	51,522	51,752	52,012	52,308
	(1) 料 金 収 入	50,915	51,315	51,522	51,752	52,012	52,308
収 益	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他	2,123					
の 収 益	2. 営 業 外 収 益	90,311	70,867	75,573	85,156	84,271	83,160
	(1) 補 助 金	62,220	45,820	48,584	51,983	52,904	53,185
入	他 会 計 補 助 金	62,220	45,820	48,584	51,983	52,904	53,185
	そ の 他 補 助 金						
の 収 入	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	28,070	25,047	21,626	27,734	25,858	24,400
	(3) そ の 他	21		5,363	5,439	5,509	5,575
の 計	収 入 計 (C)	143,349	122,182	127,095	136,908	136,283	135,468
	1. 営 業 費 用	116,011	118,006	122,073	131,067	130,308	129,644
の 収 支	(1) 職 員 給 与 費	4,674	4,787	13,408	13,597	13,773	13,938
	基 本 給	2,986	3,058	8,186	8,301	8,409	8,510
の 支 出	退 職 給 付 費						
	そ の 他	1,688	1,729	5,222	5,296	5,364	5,428
の 計	(2) 経 費	75,560	77,545	79,079	79,938	80,821	81,721
	動 力 費	12,603	13,062	13,364	13,560	13,771	13,993
の 支 出	修 繕 費	12,937	13,247	13,499	13,634	13,771	13,908
	材 料 費						
の 計	そ の 他	50,020	51,236	52,216	52,744	53,279	53,820
	(3) 減 価 償 却 費	35,777	35,674	29,586	37,532	35,714	33,985
の 支 出	2. 営 業 外 費 用	5,156	4,176	5,022	5,841	5,975	5,824
	(1) 支 払 利 息	1,563	1,553	2,803	3,566	3,644	3,440
の 計	(2) そ の 他	3,593	2,623	2,219	2,275	2,331	2,384
	支 出 計 (D)	121,167	122,182	127,095	136,908	136,283	135,468
の 収 支	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	22,182					
	特 別 利 益 (F)						
の 収 支	特 別 損 失 (G)	1,421					
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 1,421					
の 収 支	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	20,761					
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	20,761	20,761	20,761	20,761	20,761	20,761
の 収 支	流 動 資 産 (J)	46,081	87,160	98,434	96,254	85,342	71,410
	う ち 未 収 金	6,983	6,983	6,983	6,983	6,983	6,983
の 収 支	流 動 負 債 (K)	22,942	26,233	27,710	29,568	31,053	30,615
	う ち 建 設 改 良 費 分	17,259	21,025	22,502	24,360	25,845	25,407
の 収 支	う ち 一 時 借 入 金						
	う ち 未 払 金	5,208	5,208	5,208	5,208	5,208	5,208
の 収 支	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)						
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)						
の 収 支	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	53,038	51,315	51,522	51,752	52,012	52,308
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)						
の 収 支	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)						
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
の 収 支	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)						
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)						

【単位:千円, 税抜】

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	52,627	58,289	58,737	59,235	59,797	60,409
	(1) 料 金 収 入	52,627	58,289	58,737	59,235	59,797	60,409
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他						
	2. 営 業 外 収 益	82,927	75,661	73,761	71,950	70,853	71,041
	(1) 補 助 金	53,497	48,003	48,177	48,034	48,040	48,339
	他 会 計 補 助 金	53,497	48,003	48,177	48,034	48,040	48,339
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	23,794	21,965	19,834	18,109	16,947	16,778
	(3) そ の 他	5,636	5,693	5,750	5,807	5,866	5,924
収 益 的 支 出	収 入 計 (C)	135,554	133,950	132,498	131,185	130,650	131,450
	1. 営 業 費 用	129,944	129,105	127,881	126,786	126,436	127,417
	(1) 職 員 給 与 費	14,090	14,232	14,374	14,517	14,664	14,809
	基 本 給 与 費	8,603	8,689	8,776	8,863	8,953	9,041
	退 職 給 付 費						
	そ の 他	5,487	5,543	5,598	5,654	5,711	5,768
	(2) 経 費	82,638	83,579	84,542	85,534	86,557	87,606
	動 力 費	14,222	14,470	14,730	15,010	15,311	15,630
	修 繕 費	14,047	14,188	14,330	14,473	14,618	14,764
	材 料 費						
支 出 的 支 出	そ の 他	54,369	54,921	55,482	56,051	56,628	57,212
	(3) 減 価 償 却 費	33,216	31,294	28,965	26,735	25,215	25,002
	2. 営 業 外 費 用	5,610	4,845	4,617	4,399	4,214	4,033
	(1) 支 払 利 息	3,172	2,885	2,611	2,349	2,124	1,905
	(2) そ の 他	2,438	1,960	2,006	2,050	2,090	2,128
	支 出 計 (D)	135,554	133,950	132,498	131,185	130,650	131,450
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)						
	特 別 利 益 (F)						
	特 別 損 失 (G)						
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)						
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)						
流 動 資 金	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	20,761	20,761	20,761	20,761	20,761	20,761
	資 産 (J)	56,275	41,762	34,065	34,468	36,881	40,739
	う ち 未 収 金	6,983	6,983	6,983	6,983	6,983	6,983
	流 動 負 債 (K)	28,427	27,005	21,423	20,676	17,367	17,346
	う ち 建 設 改 良 費 分	23,219	21,797	16,215	15,468	12,159	12,138
	う ち 一 時 借 入 金						
	う ち 未 払 金	5,208	5,208	5,208	5,208	5,208	5,208
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)						
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)						
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	52,627	58,289	58,737	59,235	59,797	60,409
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)						
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)						
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)						
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)						

【単位：千円、税込】

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分							
資本的収入 資本的支出	1. 企業債	2,000	68,000	44,529	10,956		
	うち資本費平準化債						
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計補助金	7,521	9,492	11,564	12,376	13,398	14,215
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国（都道府県）補助金		34,000	14,772			
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金			44,635			
	9. その他						
	計 (A)	9,521	111,492	115,500	23,332	13,398	14,215
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	9,521	111,492	115,500	23,332	13,398	14,215
	1. 建設改良費	1,850	102,000	104,042	16,434	5,647	5,822
	うち職員給与費						
	2. 企業債償還金	16,892	17,259	21,025	22,502	24,360	25,845
	3. 他会計長期借入返還金						
	4. 他会計への支出金						
	5. その他						
	計 (D)	18,742	119,259	125,067	38,936	30,007	31,667
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		9,221	7,767	9,567	15,604	16,609	17,452
補填財源	1. 損益勘定留保資金	9,221	1,663	5,650	14,288	16,278	17,095
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他		6,104	3,917	1,316	331	357
計 (F)		9,221	7,767	9,567	15,604	16,609	17,452
補填財源不足額 (E)-(F)							
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)		210,777	261,518	285,022	273,476	249,116	223,271

○他会計繰入金

【単位：千円、税込】

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分							
収益的収支分		62,220	45,820	48,584	51,983	52,904	53,185
	うち基準内繰入金	1,563	854	1,542	1,962	2,004	1,892
	うち基準外繰入金	60,657	44,966	47,042	50,021	50,900	51,293
資本的収支分		7,521	9,492	11,564	12,376	13,398	14,215
	うち基準内繰入金	7,521	9,492	11,564	12,376	13,398	14,215
	うち基準外繰入金						
合 計		69,741	55,312	60,148	64,359	66,302	67,400

【単位:千円, 税込】

年 度		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分							
資本的収入	1. 企業債						
	うち資本費平準化債						
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計補助金	13,974	12,771	11,988	8,918	8,507	6,687
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国(都道府県)補助金						
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金						
	9. その他						
	計 (A)	13,974	12,771	11,988	8,918	8,507	6,687
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	13,974	12,771	11,988	8,918	8,507	6,687
	1. 建設改良費	6,001	6,187				
	うち職員給与費						
	2. 企業債償還金	25,407	23,219	21,797	16,215	15,468	12,159
資本的支出	3. 他会計長期借入返還金						
	4. 他会計への支出金						
	5. その他						
	計 (D)	31,408	29,406	21,797	16,215	15,468	12,159
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	17,434	16,635	9,809	7,297	6,961	5,472
	1. 損益勘定留保資金	17,047	14,668	9,131	7,297	6,961	5,472
	2. 利益剰余金処分額		1,549	678			
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	387	418				
	計 (F)	17,434	16,635	9,809	7,297	6,961	5,472
	補填財源不足額 (E)-(F)						
	他会計借入金残高 (G)						
	企業債残高 (H)	197,864	174,645	152,848	136,633	121,165	109,006

○他会計繰入金

【単位:千円, 税込】

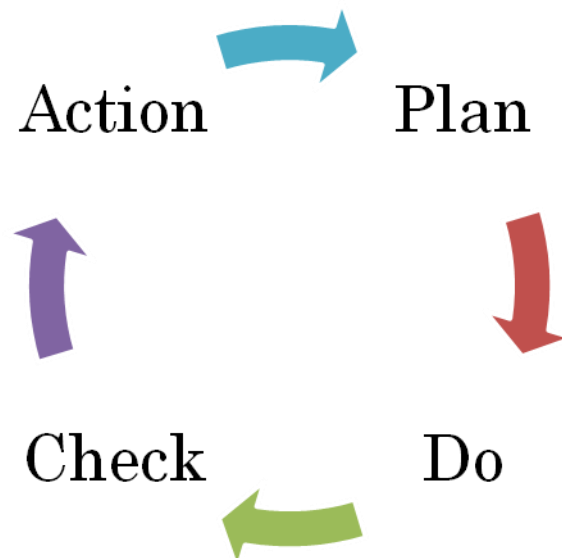
年 度		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分							
収益的収支分		53,497	48,003	48,177	48,034	48,040	48,339
	うち基準内繰入金	1,744	1,587	1,436	1,292	1,168	1,048
	うち基準外繰入金	51,753	46,416	46,741	46,742	46,872	47,291
資本的収支分		13,974	12,771	11,988	8,918	8,507	6,687
	うち基準内繰入金	13,974	12,771	11,988	8,918	8,507	6,687
	うち基準外繰入金						
合 計		67,471	60,774	60,165	56,952	56,547	55,026

第6章 経営戦略策定後の検証・更新

経営戦略は策定して終わりではなく、PDCA サイクル（計画 PLAN - 実行 DO - 検証 CHECK - 改善 ACTION）により、継続的な進捗管理を行い、常に経営改善や計画の見直し等に反映させていく必要があります。

進捗管理は、毎年度末において目標や計画の達成状況について、投資・財政計画と実績のかい離や原因に対する分析を定期的・定量的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直しを行い、実行するという PDCA サイクルの一連の流れにより行っていくものとします。

また、計画のローリング（定期的な見直し）については、少なくとも5年おきに経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて、投資・財政計画の見直しを行っていきます。さらに、適宜経営戦略における目標や施策、計画数値、実施体制等についての変更も検討していきます。



(参考資料) 経営比較分析表の指標説明

1. 経営の健全性・効率性

(1) 普及率 (%)

【算出式】

	算出式（法適用企業）
普及率 (%)	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$

【指標の意味】

当該年度決算に基づく、行政区域内人口に対する現在給水人口の割合を示す指標です。

【分析の考え方】

従前から用いられてきた指標で、長期にわたるデータの蓄積があり、経年変化を追跡する上で重要な指標です。値が低く、伸びが見られないときは、低コストの水道整備手法を活用した未普及の解消を推進することを検討する必要があります。

(2) 有収率 (%)

【算出式】

	算出式（法適用企業）
有収率 (%)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$

【指標の意味】

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。

【分析の考え方】

100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。数値が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、漏水等の原因を特定し、その対策を講じる必要があります。

(3) 自己資本構成比率 (%)**【算出式】**

	算出式 (法適用企業)
自己資本構成比率 (%)	$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}}{\text{負債} + \text{資本合計}} \times 100$

【指標の意味】

総資本（負債及び資本）に占める資本金等の割合を示す指標です。

【分析の考え方】

財政状態の長期的な安全性の見方としてその事業の資本構成がどのようになっているかが重要であり、100%に近いほど資本金等により総資本が構成されているため、事業経営が安定的であることが判断することが出来ます。

(4) 資金不足比率 (%)**【算出式】**

	算出式 (法適用企業)
資金不足比率 (%)	$\frac{\text{流動負債} + \text{地方債現在高} - \text{資金不足額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$

【指標の意味】

資金不足比率は、資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表す指標です。

【分析の考え方】

資金不足比率は、100%に近いほど経営状態が良好であることが判断できます。逆に100%未満であるほど、経営状態が悪化していることが判断できるため、経営改善に向けた取組が必要です。

(5) 経常収支比率 (%)

【算出式】

	算出式（法適用企業）
経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$

【指標の意味】

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

【分析の考え方】

単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。

(6) 累積欠損金比率 (%)

【算出式】

	算出式（法適用企業）
累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益－受託工事収益}} \times 100$

【指標の意味】

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標です。

【分析の考え方】

累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが必要です。数値が 0%より高い場合は、経営の健全性に課題があるといえます。

(7) 流動比率 (%)

【算出式】

	算出式 (法適用企業)
流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$

【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。

【分析の考え方】

1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えていないことになるため、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

(8) 企業債残高対給水収益比率 (%)

【算出式】

	算出式 (法適用企業)
企業債残高対給水収益比率 (%)	$\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$

【指標の意味】

給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。

(9) 料金回収率 (%)

【算出式】

	算出式（法適用企業）
料金回収率 (%)	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$

【指標の意味】

給水にかかる費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標で、料金水準等を評価することができます。

【分析の考え方】

供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が 100%を下回っている場合は、給水にかかる費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。数値が低く、繰出基準以外の繰出金によって収入不足を補填しているような場合は、適切な料金収入の確保が求められます。

(10) 給水原価 (円)

【算出式】

	算出式（法適用企業）
給水原価 (円)	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$

【指標の意味】

有収水量 1 m³あたり、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。また、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善が必要です。

(11) 施設利用率(%)

【算出式】

	算出式（法適用企業）
施設利用率(%)	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$

【指標の意味】

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望めます。類似団体より数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないかといった分析が必要です。水道事業の性質上、季節によって需要に変動があり得るため、最大稼働率、負荷率をあわせて判断することにより、適切な施設規模を把握する必要があります。

2. 老朽化の状況

(1) 有形固定資産減価償却率（％）

【算出式】

	算出式（法適用企業）
有形固定資産減価償却率（％）	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。数値が100％に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。

(2) 管路経年化率（％）

【算出式】

	算出式（法適用企業）
管路経年化率（％）	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示しています。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができます。

(3) 管路更新率 (%)**【算出式】**

	算出式 (法適用企業)
管路更新率 (%)	$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$

【指標の意味】

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。

【分析の考え方】

明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることがわかります。経年比較や類似団体との比較により、自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。

**赤井川村簡易水道事業
経営戦略
(令和 8 年度～令和 17 年度)**

令和 8 年 3 月
赤井川村